

## 4. 地方行財政改革

# 地方行財政改革 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

政策目標	K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b>            持続可能な地方行財政基盤の構築</p> <p><b>【指標】</b>            ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向）</p>	<p>○各団体のB P Rによる業務改革の効果把握を図るための指標            ※ 全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p> <p>○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務</p> <p>○歳出効率化の成果            ※ どの程度の地方自治体がどのような改革に取り組み、どのような成果をあげたか</p>	<p>○以下の汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数            ・窓口業務のアウトソーシング            【208⇒416以上】            ・総合窓口の導入            【185⇒370以上】            （いずれも2014年10月現在⇒2020年度）            （参考）庶務業務の集約化※            【2020年度までに471以上】達成済み</p> <p>○標準委託仕様書等を参考にする自治体数            【2020年度末までに140】            モデル自治体等において標準委託仕様書等を参考に窓口業務の委託を実施した自治体数、窓口業務の委託により業務の効率化が図られたとする自治体数            【2019年度末までに目標数値設定】</p>	<p>1. 先進的な業務改革の取組等の拡大や歳出効率化効果等の定量的な把握、窓口業務の委託の推進に係る取組の強化</p> <p>これらの状況を踏まえ、業務改革の取組の成果を地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映</p>

※庶務業務の集約化は、人口規模の大きな自治体以外では業務効率化の効果を発揮できないことが多いところ、都道府県で97.9%、指定都市で80%、特別区で100%（2018年4月1日現在）などとなっており、今後は自治体業務のデジタル化を推進しつつ、それぞれの自治体の状況等に応じて、最も効果的な手法を選択することが適当である。

# 地方行財政改革 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

政策目標	K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 持続可能な地方行財政基盤の構築</p> <p><b>【指標】</b> ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向）</p>	<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））</p>	<p>○経営戦略の策定率 【2020年度までに100%】</p> <p>○収支赤字事業数 【2017年度決算（938事業）より減少】</p>	<p>2. 公営企業の抜本的な改革等の推進</p>
	<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））</p>	<p>○重点事業における公営企業会計の適用自治体数（人口3万人未満） 【2024年度予算から対象団体の100%】</p>	<p>3. 下水道・簡易水道について、新たなロードマップに基づき、公営企業会計の適用を一層促進</p>
	<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））</p>	<p>○水道 ・広域連携に取り組むこととした市町村数 【増加、進捗検証】 ・水道広域化推進プランを策定した都道府県数 【2022年度末までに47都道府県】</p> <p>○下水道 ・広域化に取り組むこととした地区数（着手または完了した地区数） 【増加、進捗検証】 ・広域化・共同化計画を策定した都道府県数 【2022年度末までに47都道府県】</p>	<p>4. 水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含めた持続的経営を確保するための取組、先行事例の歳出効率化や収支等への効果の公表、多様なPPP/PFIの導入を促進</p>

# 地方行財政改革 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

政策目標	K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 持続可能な地方行財政基盤の構築</p> <p><b>【指標】</b> ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向）</p>	<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））</p>	<p>○再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等に係る新公立病院改革プランを策定した病院数及びそれらの取組を実施した病院数 【増加、進捗検証】</p>	<p>5. 公立病院の再編・ネットワーク化等を推進</p>
	<p>○第三セクター等に対する財政支援額（補助金、損失補償、債務保証）</p>	<p>○以下の経営健全化のための方針の策定要件のうち、該当する要件に係る数値が改善している第三セクター等の数</p> <p>① 債務超過法人 ② 時価で評価した場合に債務超過になる法人 （土地開発公社の場合、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上である場合も含む）</p> <p>③ 地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の標準財政規模に対する比率が、当該地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準に達している場合 【増加、進捗検証】</p>	<p>6. 第三セクター等について経営健全化のための方針に基づく取組を推進</p>
	<p>—</p>	<p>○地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化</p>	<p>7. 地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化</p>

# 地方行財政改革 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

政策目標	KPI 第2階層	KPI 第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 持続可能な地方行財政基盤の構築</p> <p><b>【指標】</b> ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向）</p>	<p>○「見える化」された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数</p>	<p>○地方単独事業（ソフト）の決算情報の全国の状況を「見える化」</p>	<p>8. 地方財政計画の一般行政経費と対応関係にある地方単独事業について定量的なデータで実態を把握</p>
	<p>○一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数</p>	<p>○統一的な様式で公表した地方公共団体数</p>	<p>9. 地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針について統一的な様式での公表</p>
	<p>○統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数</p>	<p>○統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数 【増加、進捗検証】</p>	<p>10. 統一的な基準による地方公会計</p>
	<p>○「見える化」された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数</p>	<p>○住民一人当たり行政コスト等を「見える化」した地方公共団体数</p>	<p>11. 地方財政の全面的な「見える化」</p>

# 地方行財政改革 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

政策目標	K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 持続可能な地方行財政基盤の構築</p> <p><b>【指標】</b> ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向）</p>	<p>○パフォーマンス指標を活用し、事業の点検・改善を行った国庫支出金の割合【100%】</p>	<p>○国庫支出金の設定済みパフォーマンス指標の見える化実施割合【100%】</p>	<p>1 2. 国庫支出金のパフォーマンス指標の設定・見える化</p>
	<p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」を活用した、類似団体間の比較等の分析事例の件数【増加】</p>	<p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」における、 ・月平均アクセス回数（IPアドレス）【増加】 ・月平均データダウンロード回数【増加】</p>	<p>1 3. 経済・財政と暮らしの指標・見える化データベース</p>
	<p>—</p>	<p>○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2020年度末までに100%【再掲】</p>	<p>1 4. 医療・介護、教育や子ども・子育て、ライフラインを維持するインフラ等に係る経費や制度的な課題について検討</p>
	<p>○人口の社会減の緩和・社会増など（事後的に検証）</p>	<p>○連携中枢都市圏等の形成数【連携中枢都市圏は2022年度までに35圏域。定住自立圏は2024年度までに140圏域】 ○各圏域において設定したK P I の達成</p>	<p>1 5. 中核的な都市や都道府県による自治体間連携・補完の推進等</p>
	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>1 6. 補助金の自由度を高める</p>

# 地方行財政改革 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 持続可能な地方行財政基盤の構築</p> <p><b>【指標】</b> ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向）</p>	—	○地方制度調査会での議論を踏まえ検討	17. 将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方を検討
	○法定外税や超過課税による税込	○法定外税や超過課税の導入団体及び件数	18. 地方の独自財源の確保（法定外税及び超過課税の活用の促進）
	—	—	19. 地方法人課税における新たな偏在是正措置により生じる財源の地方のための活用

## 地方行財政改革 2. 個性と活力ある地域経済の再生

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 個性と活力ある地域経済の再生</p> <p><b>【指標】</b> ○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示された各種KPI</p>	<p>○まち・ひと・しごと創生事業費の算定に使用している指標（若年者就業率、女性就業率、転入出者人口比率等）</p> <p>○地方の自主的な取組を前提としつつ、経済再生と合わせた地方財政分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標（地方税収入額、地方債依存度）</p> <p>○地域運営組織の形成による集落生活圏の維持 【第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に合わせて、定量的なKPIを設定】</p> <p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体において設定したKPIの達成 （事前に設定したKPIを達成した事業数／交付金対象事業数） 【目標：77%】</p> <p>○地方創生推進交付金事業全体の効果（経済波及効果等） 【目標：1.6倍】</p>	<p>○まち・ひと・しごと創生事業費のうち、「人口減少等対策事業費」に占める成果反映配分の割合 【地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、2020年度以降、5割以上とすることを旨とする】</p> <p>○地域運営組織の形成数 【2020年までに5,000団体】 【第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定時に、状況を踏まえた定量的なKPIを設定】</p> <p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体におけるKPIの設定 （KPIを設定した事業数／交付金対象事業数） 【目標：全事業】</p> <p>○地方公共団体のKPI達成に貢献する可能性が高い取組である「適切なKPI設定」、「安定した人材の確保」、「地域主体の参加促進」、「事業改善方針の明確化」の実施率 【目標：50%】</p>	<p>20. 地方交付税（まち・ひと・しごと創生事業費）について改革努力等に応じた配分の強化を検討</p> <p>21. 地域運営組織の推進について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる</p> <p>22. 地方創生推進交付金の効果向上</p>



## 4-1 持続可能な地方行財政基盤の構築

持続可能な地方行財政基盤の構築を進めるため、将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方の検討や補助金の自由度を高める取組等を進める一方、地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革に取り組むとともに、公営企業・第三セクター等の経営抜本改革を推進する。また、見える化、先進・優良事例の横展開に取り組む。

	取組事項	実施年度			K P I		
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層	
1	<p>先進的な業務改革の取組等の拡大や歳出効率化効果等の定量的な把握、窓口業務の委託の推進に係る取組の強化。これらの状況を踏まえ、業務改革の取組の成果を地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映</p> <p>地方自治体の窓口業務の委託について、委託が進んでいない理由等を踏まえた上で、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化する。その他の業務改革についても、改革工程表に沿った取組を進めていく。その際、業務改革は、より質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供していくために行うものであることに留意する。</p>	<p>「業務改革モデルプロジェクト」における窓口業務改革等の取組を他の自治体へ波及。</p> <p>総務省・各自治体において、窓口業務等の民間委託の業務別・団体規模別の取組状況（実施率、業務分析手法活用の有無や具体的な委託事務の範囲等）、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、「見える化」・比較可能な形で公表。</p> <p>具体的には「業務改革モデルプロジェクト」によるBPR実施団体が試算・公表した歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握し、団体の人口規模とともに公表。</p> <p>「業務改革モデルプロジェクト」実施団体以外の自治体についても、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握できる歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）については、団体の人口規模とともに一覧にまとめて公表。</p> <p>窓口業務に限らず、民間委託の取組を優良事例とすることとし、公表。</p>	<p>「業務改革モデルプロジェクト」における窓口業務改革等の取組を他の自治体へ波及させるとともに、窓口業務改革の取組状況や歳出効率化効果等を把握し「見える化」を実施。</p> <p>2020年度におけるKPIの達成状況を踏まえ、必要に応じ更なる取組を推進。</p>	<p>窓口業務改革をはじめとする先進的な業務改革の取組等を他の自治体へ更に波及。</p> <p>それまでの取組状況を精査し、必要な対応を検討し実施。</p>	<p>行政手続のオンライン化、行政手続に関する民間手続のワンストップ化、マイナンバーカードの普及を推進（各取組については次世代型行政サービスの早期実現に記載）。</p> <p>行政手続のオンライン化、行政手続に関する民間手続のワンストップ化、マイナンバーカードの普及を一層推進。</p>	<p>○以下の汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数 ・窓口業務のアウトソーシング 【208⇒416以上】 ・総合窓口の導入 【185⇒370以上】 （いずれも2014年10月現在⇒2020年度）</p>	<p>○各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p>

持続可能な地方行財政基盤の構築

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
持続可能な地方行政財政基盤の構築	<p>地方自治体の改革意欲を損ねないようにしつつ、業務改革の取組等の成果を、地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映する。</p>	<p>業務効率化等に向けて窓口業務の委託を検討する自治体に対し標準委託仕様書等の情報提供に努めるとともに、情報提供を実施した地方公共団体をフォローアップ。</p> <p>【業務改革の取組等の成果の反映】 歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなもののうち、基準財政需要額の算定への反映を行うこととしている業務について、地方公共団体への影響等を考慮しつつ、複数年かけて段階的に反映。</p> <p>窓口業務の委託について、委託が進んでいない理由等を踏まえた上で、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえ、基準財政需要額の算定への反映を検討。</p> <p>地方税の実効的な徴収対策を行う自治体の徴収率を標準的な徴収率として基準財政収入額の算定に段階的に反映。</p> <p>業務改革の取組等の成果の反映に関する周知を推進（ホームページに公表）。 《総務省、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室》</p>	<p>フォローアップの結果を踏まえ、標準委託仕様書等を見直す。</p> <p>導入済みの業務について、段階的に反映。</p> <p>2020年度までの取組を踏まえ、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、窓口業務の委託を推進。 ＜基準財政需要額の算定への反映がなされていない場合には、上記の状況を踏まえて、引き続き反映を検討＞</p> <p>周知を推進。</p>	<p>—</p> <p>2021年度までの取組を踏まえ、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、窓口業務の委託を推進。 ＜基準財政需要額の算定への反映がなされていない場合には、上記の状況を踏まえて、引き続き反映を検討＞</p> <p>—</p>	<p>○標準委託仕様書等を参考にする自治体数 【2020年度末までに140】 モデル自治体等において標準委託仕様書等を参考に窓口業務の委託を実施した自治体数、窓口業務の委託により業務の効率化が図られたとする自治体数 【2019年度末までに目標数値設定】</p> <p>○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務</p> <p>○歳出効率化の成果 ※どの程度の地方自治体がどのような改革に取り組み、どのような成果をあげたか</p>	

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
持続可能な地方行政財政基盤の構築	2 公営企業の抜本的な改革等の推進  公営企業の広域化、連携、再編・統合など経営の抜本改革を加速する。公営企業の経営戦略の策定及びP D C A等を通じて、更新費用や料金、繰出基準外の繰出金を含めた他会計からの繰入状況等の収入・支出や、管理者の情報の「見える化」や、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用といった抜本的な改革等を推進する。あわせて、総務省は改革の進捗や成果の定量的把握を強力に進め、公営企業の一層の経営基盤の強化とマネジメントの向上を促すとともに、廃止・民営化等の検討にも資するよう、経営比較分析表の充実と一覽して容易に比較できる形での公表を検討する。	経営戦略の策定及び見直し等を通じ、収入・支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進。  経営比較分析表について、これまで順次公表してきた8分野に加えた更なる公表分野の2020年内における拡大や、廃止・民営化等の検討にも資するよう、必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覽して容易に比較できる形での公表を検討するなど、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進。  水道・下水道などについてICT等デジタル技術を活用した管理を推進。  《総務省・厚生労働省・国土交通省・農林水産省・環境省》	2020年度までの各自治体における経営戦略の策定状況を踏まえ、公営企業の抜本的な改革の推進に向け必要に応じ更なる方策を講じ、一層の経営基盤の強化とマネジメントの向上を促す。	2021年度までの取組状況を踏まえ、公営企業の経営の抜本的な改革を更に推進。	○経営戦略の策定率【2020年度までに100%】  ○収支赤字事業数【2017年度決算（938事業）より減少】	○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））
	3 下水道・簡易水道について、新たなロードマップに基づき、公営企業会計の適用を一層促進  下水道・簡易水道については、新たなロードマップに基づき、人口3万人未満の団体においても公営企業会計の適用を一層促進するほか、その他の事業についても公営企業会計にできる限り移行するよう検討を促す。これらの取組の進捗状況を踏まえつつ、今後の公営企業制度の在り方の見直しを含め、公営企業の経営改革を更に推進する。	2018年度に策定した新たなロードマップに基づき、人口3万人未満の団体においても重点事業（下水道、簡易水道事業）を中心に、特に小規模な団体の取組が円滑に進むよう支援するなど公営企業会計の適用を一層推進。  重点事業以外の事業についても公営企業会計へのできる限りの移行を促進。  （重点事業やその他の事業の進捗状況を踏まえ、今後の公営企業制度の在り方の見直しを含め、公営企業の経営改革を更に推進する方策について検討）  《総務省》	ロードマップに基づく2023年度までの公営企業会計への移行に向け、公営企業会計の適用状況を把握し、必要に応じ更なる促進策を検討しつつ、各自治体における取組を促進。	公営企業会計の適用状況を把握し、ロードマップに基づく公営企業会計への移行が着実に進むよう各自治体における取組を促進。	○重点事業における公営企業会計の適用自治体数（人口3万人未満）【2024年度予算から対象団体の100%】	○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
4	<p>水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含めた持続的経営を確保するための取組、先行事例の歳出効率化や収支等への効果の公表、多様なPPP/PFIの導入を促進</p> <p>水道・下水道について、持続的経営を確保するため、関係府省庁が連携し、各都道府県において広域化等を推進するための計画の策定を促すとともに策定状況を把握・公表し、計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化などの取組を推進していく。先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進する。</p>	<p>【水道】 2018年度に策定した持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。</p> <p>2022年度までに各都道府県における水道広域化推進プランの策定を促すとともに策定状況を把握・公表し、本プランに基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。</p> <p>先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、料金の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。</p> <p>【下水道】 2018年度に策定した持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。</p> <p>改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議を推進。</p> <p>2022年度までに各都道府県における広域化・共同化計画の策定を促すとともに策定状況を把握・公表し、本計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。</p> <p>先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、使用料の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。</p> <p>〈総務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、環境省〉</p>	<p>2022年度までの各都道府県における水道広域化推進プランの策定をはじめ、具体的な方針に基づく取組の進捗状況を把握し、必要に応じ更なる推進方策を検討。</p> <p>2022年度までの各都道府県における広域化・共同化計画の策定をはじめ、具体的な方針に基づく取組の進捗状況を把握し、必要に応じ更なる推進方策を検討。</p>	<p>水道広域化推進プランの策定を促すとともに、同プランに基づく広域化の具体的な取組を推進。</p> <p>広域化・共同化計画の策定を促すとともに、同計画に基づく広域化の具体的な取組を推進。</p>	<p>○広域連携に取り組むこととした市町村数 【増加、進捗検証】</p> <p>○水道広域化推進プランを策定した都道府県数 【2022年度末までに47都道府県】</p> <p>○広域化に取り組むこととした地区数（着手または完了した地区数） 【増加、進捗検証】</p> <p>○広域化・共同化計画を策定した都道府県数 【2022年度末までに47都道府県】</p>	<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））</p>

持続可能な地方財政基盤の構築

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
持 続 可 能 な 地 方 行 政 財 政 基 盤 の 構 築	5 公立病院の再編・ネットワーク化等を推進  公立病院について、2020年度までの集中的な改革の推進に当たり再編・ネットワーク化等に引き続き取り組むとともに、経営改革の進捗状況を定量的に把握し、必要な取組を検討する。	新公立病院改革プランの改定や着実な実施等を通じ、再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等、2020年度までの集中的な改革を推進。  経営改革進捗状況を定量的に把握するとともに各取組の成果を検証し、必要な取組を検討。  《総務省》	2020年度までの集中的な改革における各取組の検証結果を踏まえ、必要な措置。	2021年度までの公立病院の経営改革の取組を踏まえ、再編・ネットワーク化等の取組を更に推進。	○再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等に係る新公立病院改革プランを策定した病院数及びそれらの取組を実施した病院数 【増加、進捗検証】	○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））

	取組事項	実施年度			K P I		
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層	
持続可能な 地方行政 財政基盤の 構築	6 第三セクター等について経営健全化のための方針に基づく取組を推進	<p>財政的リスクの高い第三セクター等について、関係を有する地方自治体において2018年度末までに策定・公表された経営健全化のための方針に基づく取組を推進し、2020年度から取組状況を把握・公表する。</p>	<p>財政的リスクの高い第三セクター等と関係を有する地方自治体における経営健全化のための方針に沿った取組状況を2020年内に把握・公表。</p> <p>経営健全化のための方針の策定状況を調査し、未策定の団体に対して策定を促すなど取組を推進。</p> <p>《総務省》</p>	<p>各地方自治体における経営健全化のための方針に沿った取組状況を把握・公表するとともにその取組を推進。</p>	<p>経営健全化のための方針に基づく取組の進捗状況を踏まえ、必要に応じ更なる推進方策を検討。</p>	<p>○以下の経営健全化のための方針の策定要件のうち、該当する要件に係る数値が改善している第三セクター等の数</p> <p>① 債務超過法人</p> <p>② 時価で評価した場合に債務超過になる法人 (土地開発公社の場合、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上である場合も含む)</p> <p>③ 地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の標準財政規模に対する比率が、当該地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準に達している場合 【増加、進捗検証】</p>	<p>○第三セクター等に対する財政支援額(補助金、損失補償、債務保証)</p>
	7 地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化	<p>地方財政計画と決算について、よりわかりやすく比較が可能となるよう、基盤強化期間中に、地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算との差額及び対応関係について見える化する。</p>	<p>地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算との差額及び対応関係について、より分かりやすくなるよう工夫した上で見える化に取り組む。</p> <p>《総務省》</p>	<p>地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化に取り組む。</p>	—	—	

	取組事項	実施年度			K P I		
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層	
持続可能な地方行政財政基盤の構築	8 地方財政計画の一般行政経費と対応関係にある地方単独事業について定量的なデータで実態を把握	地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）に関して、試行調査を行い明らかになった課題に配慮しつつ検討を行い、法令との関係を含めて引き続き見える化に取り組む。その際、試行調査における歳出区分の適正化や歳出区分への計上精度の向上を着実に進めるとともにICTを活用することにより、地方自治体の業務負担を軽減することを検討する。	地方単独事業（ソフト）について、試行調査を行い明らかになった課題（歳出区分の設定の在り方、歳出区分への計上精度の向上、システム改修による対応の必要性など）の解消に向けて取り組み、法令との関係を含めて「見える化」を推進。  《総務省》	左記の課題の解消に向けて取り組み、法令との関係を含めて「見える化」を推進。	課題の解消に向けた取組の進捗状況を踏まえ、必要に応じて調査手法を改善しつつ、地方自治体における予算に基づく政策の質の向上を図る上で参考となるよう、「見える化」を推進。	○地方単独事業（ソフト）の決算情報の全国状況を「見える化」	○「見える化」された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数
	9 地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針について統一的な様式での公表	地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表を促すとともに、容易に比較できるよう検討し、一覧化を目指す。	2019年度決算について、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表・一覧化により「見える化」を推進。  《総務省》	2020年度決算を踏まえ、一覧化情報を更新。	2021年度決算を踏まえ、一覧化情報を更新。	○統一的な様式で公表した地方公共団体数	○一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数
	10 統一的な基準による地方公会計	統一的基準による地方公会計について、固定資産台帳や出資金明細等の整備等、比較可能な形で情報公開の徹底・拡充を促進するなど、資産管理向上への活用を推進する。	統一的な基準による地方公会計について、経年・団体間比較が可能な形で「見える化」を推進するとともに、標準化された基本項目を記載した固定資産台帳のデジタル化や、固定資産台帳のデータと個別の施設とをコードの設定により紐付けて公共施設等の適正管理に活かす取組などの促進を図り、資産管理向上や予算編成に活用している取組事例の共有に取り組む。  《総務省》	固定資産台帳や出資金明細等の整備等、比較可能な形で情報公開の徹底・拡充による「見える化」を促進するとともに、資産管理向上への具体的な活用事例について地方自治体へ分かりやすく示す。	比較可能な形で分析・公表する方策等を検討し、更なる「見える化」の推進及び資産管理向上への活用事例の共有に取り組む。	○統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数【増加、進捗検証】	○統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
持続可能な地方行財政基盤の構築	11 地方財政の全面的な「見える化」	<p>住民一人当たり行政コストを公表し、決算情報の「見える化」を推進。</p> <p>ストック情報を全面的に「見える化」</p> <p>e-Stat機能の活用状況等を踏まえ、必要に応じて決算情報の登録方法等の改善を検討するなど適切な措置を実施。</p> <p>予算・決算の対比について、引き続き総務省において一覧性ある形で公表することにより、「見える化」を推進。</p> <p>基準財政需要額の内訳等を公開して経年変化を充実し、交付税算定の「見える化」を推進。</p> <p>《総務省》</p>	<p>住民一人当たり行政コストやストック情報等について、直近の決算統計データ等を用いて更新・公表を行い、「見える化」を推進。</p>	<p>取組状況を踏まえ、地方自治体における財政運営の参考となるよう「見える化」の促進について更に検討。</p>	<p>○住民一人当たり行政コスト等を「見える化」した地方公共団体数</p>	<p>○「見える化」された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数</p>
	12 国庫支出金のパフォーマンス指標の設定・見える化	<p>国庫支出金のパフォーマンス指標を設定・見える化し、配分のメリハリ付けを促進する。</p> <p>所管府省庁における国庫支出金のパフォーマンス指標の設定・「見える化」を促すとともに、「見える化」が進んでいる事例を収集し、「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」の充実を図る。</p> <p>《内閣府、制度所管府省庁》</p>	<p>左記の取組状況を踏まえ、更なる取組を検討・実施。</p>	<p>2021年度における取組状況を踏まえ、更なる取組を検討・実施。</p>	<p>○国庫支出金の設定済みパフォーマンス指標の見える化実施割合【100%】</p>	<p>○パフォーマンス指標を活用し、事業の点検・改善を行った国庫支出金の割合【100%】</p>



	取組事項	実施年度			K P I		
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層	
持続可能な地方行政財政基盤の構築	13 経済・財政と暮らしの指標・見える化データベース	<p>同規模の類似団体における経費水準の比較など、見える化されたデータを活用し、地方自治体や住民が自ら課題を発見し解決・向上につなげていくよう、戦略的な情報発信を行い、業務改革等を促進する。</p>	<p>前年度の「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」のグラフ表示機能追加等の結果を踏まえつつ、更なる利活用促進のための機能強化を実施するとともに、ユーザーへのヒアリング調査を進めて利活用状況の把握を行った上で、更なる利便性向上に向けた改善を検討する。</p> <p>〈内閣府〉</p>	<p>2020年度における検討を踏まえ、利便性向上に向けて必要な措置を講ずるとともに、その内容について自治体への広報を進める。</p>	<p>2021年度において措置した内容について効果検証を行い、残された課題への対応を整理する。</p>	<p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」における、 ・月平均アクセス回数（IPアドレス） 【増加】 ・月平均データダウンロード回数【増加】</p>	<p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」を活用した、類似団体間の比較等の分析事例の件数 【増加】</p>
	14 医療・介護、教育や子ども・子育て、ライフラインを維持するインフラ等に係る経費や制度的な課題について検討	<p>人口減少・高齢化の下、長寿命化等による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見直しについて、関係府省庁は作成・公表を進めるとともに、社会保障の将来見直しに関する議論も踏まえた上で、地方単独事業を含め、医療・介護、教育や子ども・子育て、ライフラインを維持するインフラ等に係る経費や制度的な課題について、関係府省庁が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討する。</p>	<p>長寿命化等による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見直しについて、作成・公表を進める（各取組については、社会資本整備等の取組事項7に記載）。</p> <p>上記及び社会保障の将来見直しに関する議論を踏まえた上で、地方単独事業を含め、医療・介護、教育や子ども・子育て、ライフラインを維持するインフラ等に係る経費や制度的な課題について、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討。</p> <p>〈関係府省〉</p>	<p>関係府省が連携し、必要な対応策を検討するとともに、基盤強化期間後の取組に資するよう課題等を整理。</p>	<p>左記の課題等を踏まえ、更なる対応策を検討。</p>	<p>○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見直しの公表：2020年度末までに100%【再掲】</p>	<p>—</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
持続可能な 地方行政 財政基盤 の構築	<p>15 中核的な都市や都道府県による自治体間連携・補完の推進等</p> <p>市町村における人口減少や技術者不足等を見据え、行政コストの効率化に向け、全ての行政分野において、多様な広域連携を推進する。また、人口規模が小さく、行財政能力の限られる地方自治体と周辺の中核的な都市や都道府県との間の連携・補完に係る制度の活用等を推進する。連携中枢都市圏や定住自立圏による広域連携の取組に対する支援とともに、取組事例に関する情報提供等により、各圏域における取組の深化を促進する。地方自治体の実情に応じ、市町村合併の進捗状況が地域ごとに異なることを踏まえ、公共サービスの広域化・共同化の取組を着実に推進する。</p> <p>広域的に相互に連携する事業やスマートシティの推進など地域課題の解決に効果的な事業に積極的に取り組む地方自治体に対する地方財政措置の拡充について検討する。</p>	<p>連携中枢都市圏等の広域連携に取り組む団体に対し、地方財政措置等を通じ支援を実施。</p> <p>今後の人口減少・少子高齢社会を見据えた先進的な事例に係る知見の収集を強化するとともに、これまでの取組の分析・検証、取組事例に関する情報提供等により、取組の横展開を促進。</p> <p>地方制度調査会における議論も踏まえ、必要な検討を行う。</p> <p>複数の地方自治体が連携して実施する公共施設等の集約化・複合化の取組について地方財政措置を講じる。</p> <p>《総務省》</p>	<p>連携中枢都市圏等の広域連携に取り組む団体に対し、地方財政措置等を通じ支援を実施。</p> <p>取組事例に関する情報提供等により、取組の横展開を促進。</p> <p>地方制度調査会における議論も踏まえ必要な検討を行う。</p> <p>各府省の関係事業の動向や地方自治体の取組状況等を踏まえつつ、地方財政措置について検討。</p>	<p>連携中枢都市圏等の広域連携に取り組む団体に対し、地方財政措置等を通じ支援を実施。</p> <p>取組事例に関する情報提供等により、取組の横展開を促進。</p> <p>地方制度調査会における議論やK P Iの達成状況も踏まえ、必要な検討を行う。</p> <p>2021年度までの取組状況等を踏まえつつ、地方財政措置について検討。</p>	<p>○連携中枢都市圏等の形成数 【連携中枢都市圏は2022年度までに35圏域。定住自立圏は2024年度までに140圏域】</p> <p>○各圏域において設定したK P Iの達成</p> <p>—</p>	<p>○人口の社会減の緩和・社会増など（事後的に検証）</p> <p>—</p>
	<p>16 補助金の自由度を高める</p> <p>地方の安定的な行財政運営を確保しつつ、地方における新たな発想や創意工夫をいかにせよう、地方の実情を踏まえて補助金の自由度を高めるほか、要件の緩和、手続の簡素化、補助単価等の実態に即した見直し等に向けて、課題を捕捉した上で2019年末までに対象や工程を具体化する。</p>	<p>地方創生関係交付金については、地方公共団体の意見等も踏まえたうえで、必要な見直しを実施。</p> <p>公立学校施設の空調補助については、整備内容に応じた単価を設定するとともに、効果的かつ効果的な整備事例を全国に周知。</p> <p>地方公共団体から地方分権改革に関する提案を募集し、補助金の要件の緩和、手続の簡素化に係る提案について関係府省との間で調整を実施し、提案に関する対応方針を年末までに決定する。</p> <p>《内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府、文部科学省》</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>地方公共団体から地方分権改革に関する提案を募集し、補助金の要件の緩和、手続の簡素化に係る提案について関係府省との間で調整を実施し、提案に関する対応方針を年末までに決定する。</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>地方公共団体から地方分権改革に関する提案を募集し、補助金の要件の緩和、手続の簡素化に係る提案について関係府省との間で調整を実施し、提案に関する対応方針を年末までに決定する。</p>	<p>—</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
持続可能な地方行政財政基盤の構築	17 将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方を検討  基準財政需要額の在り方を含め、将来の人口構造の変化に対応した地方団体の行財政制度の在り方について、第32次地方制度調査会での議論も踏まえつつ、検討する。	地方制度調査会での議論を踏まえ行財政制度を検討。 《総務省》	地方制度調査会での議論を踏まえ行財政制度を検討。	地方制度調査会での議論を踏まえ行財政制度を検討。	○地方制度調査会での議論を踏まえ検討	—
	18 地方の独自財源の確保（法定外税及び超過課税の活用の促進）  課税自主権の一層の活用を図る観点から、情報提供など地方団体への支援を行うことにより、地方の独自財源の確保とそれによる地方独自の行政サービスの向上への取組を促進する。	課税自主権の一層の活用を図る観点から、情報提供など地方団体への支援。 《総務省》	2020年度決算を踏まえ、課税自主権の活用状況（年度更新）について情報提供。	2021年度決算を踏まえ、課税自主権の活用状況（年度更新）について情報提供。	○法定外税や超過課税の導入団体及び件数	○法定外税や超過課税による税込
	19 地方法人課税における新たな偏在是正措置により生じる財源の地方のための活用  地方法人課税における新たな偏在是正措置により生じる財源（不交付団体の減収分）は、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。	必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用。 《総務省》	—	—	—	—

## 4-2 個性と活力ある地域経済の再生

個性と活力ある地域経済の再生に向けて、2015～2019年度の第1期の検証を踏まえ地方創生を更に推進するため、まち・ひと・しごと創生事業費について、頑張る地方の取組を支援する観点から、地方創生の取組の成果の実現具合に応じた算定へのシフトを進めるとともに、地方創生推進交付金について、各事業及び事業全体の効果を検証して効果向上を図る。これらのほか、地方創生人材支援制度につき2020年度から2回目の派遣を認めるなどの各種関連施策により、2020年度からの新たな第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における各種KPIの達成を目指す。また、人口急減地域においては、地域社会・経済の維持に困難が生じており、地域づくりを行う人材の確保を図る。

	取組事項	実施年度			KPI	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
個性と活力ある地域経済の再生	<p>20 地方交付税（まち・ひと・しごと創生事業費）について改革努力等に応じた配分の強化を検討</p> <p>地方交付税について改革努力等に応じた配分の強化について検討する。</p> <p>歳出改革の推進と地域再生や業務効率化等に前向き、具体的な行動に取り組む地方の取組を支援する仕組みの強化の観点から、地方交付税に関し、まち・ひと・しごと創生事業費の人口減少等特別対策事業費において、地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、「成果」を反映した配分を5割以上とすることを目指す。</p>	<p>「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税算定のうち、「人口減少等特別対策事業費」について、「成果」を反映した配分割合を5割以上とすることを目指し、地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等を踏まえ、更なる見直しを検討。</p> <p>《総務省》</p>	<p>左記の検討状況も踏まえ必要な措置を講じる。</p>	<p>前年度までの取組状況も踏まえ必要な措置を講じる。</p>	<p>○まち・ひと・しごと創生事業費のうち、「人口減少等対策事業費」に占める成果反映配分の割合 【地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、2020年度以降、5割以上とすることを目指す】</p>	<p>○まち・ひと・しごと創生事業費の算定に使用している指標（若年者就業率、女性就業率、転入出者人口比率等）</p> <p>○地方の自主的な取組を前提としつつ、経済再生と合わせた地方財政分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標（地方税収入額、地方債依存度）</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
個性と活力ある地域経済の再生	21 地域運営組織の推進について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる  重点課題対応分に関連する諸施策について、地方公共団体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置を講じる。	<p>地方公共団体や地域運営組織と連携した情報交流や優良事例の横展開。</p> <p>地域運営組織の形成状況等を踏まえ、各地域の実情に応じ、ブロック別研修会の開催等を通して、地域運営組織の形成や地域の多様な組織との連携を促進。</p> <p>全国の自治体に対して取組状況を調査し、小さな拠点・地域運営組織の状況を一覧にしてHPで公表、内容を充実。</p> <p>法人化促進のためのガイドブックや小さな拠点税制等を活用し、法人化の促進等、地域運営組織の持続的な取組体制の構築を推進。</p> <p>地方創生推進交付金等も活用して支援するとともに、地方交付税措置により支援。</p> <p>《内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局》</p>	<p>地方公共団体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、法人化の推進や地域の多様な組織との連携など取組の質の向上に向けて、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置。</p>	<p>地方公共団体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、法人化の推進や地域の多様な組織との連携など取組の質の更なる向上に向けて、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置。</p>	<p>○地域運営組織の形成数 【2020年までに5,000団体】 【第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定時に、状況を踏まえた定量的なKPIを設定】</p>	<p>○地域運営組織の形成による集落生活圏の維持 【第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に合わせて、定量的なKPIを設定】</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
個性と活力ある地域経済の再生	<p>22 地方創生推進交付金の効果向上</p> <p>地方創生推進交付金について、各事業及び事業全体の効果を検証して効果向上を図る。</p>	<p>効果的な事業の採択</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年度における地方創生推進交付金について、①K P Iの実績見込みや効果検証結果、②自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等を備えた先導的な取組内容か、を審査のうえ、効果が見込まれる事業を採択。</li> </ul> <p>地方公共団体における検証体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン等を活用し、地方公共団体による取組の効果的な検証体制や環境整備を促進。</li> <li>・地方創生推進交付金の効果検証を実施。</li> </ul> <p>先駆的な取組の全国展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生に係る特徴的な取組事例の公表やアウトリーチ活動等を通じ、先駆的な取組の全国展開を推進。</li> </ul> <p>必要予算の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年度予算において、所要額を計上。</li> </ul> <p>《内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府》</p>	<p>2020年度の成果等を踏まえつつ、左記取組を改善しつつ実施。</p>	<p>2021年度の成果等を踏まえつつ、左記取組を改善しつつ実施。</p>	<p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体におけるK P Iの設定 （K P Iを設定した事業数／交付金対象事業数） 【目標：全事業】</p> <p>○地方公共団体のK P I達成に貢献する可能性が高い取組である「適切なK P I設定」、「安定した人材の確保」、「地域主体の参加促進」、「事業改善方針の明確化」の実施率 【目標：50%】</p>	<p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体において設定したK P Iの達成（事前に設定した事業数／交付金対象事業数） 【目標：77%】</p> <p>○地方創生推進交付金事業全体の効果（経済波及効果等） 【目標：1.6倍】</p>

## 5. 次世代型行政サービスの 早期実現

# 次世代型行政サービスの早期実現 1. 政府全体のデジタル・ガバメントの推進

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に向けた次世代型行政サービスの推進</p> <p><b>【指標】</b> ○マイナンバー制度の推進による国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現 ○業務改革による国民の利便性の向上、行政の効率化、住民サービスの質の向上を通じた国民のQOLの向上 ○国・地方一体で標準化した共通の情報インフラの転換</p>	<p>○2020年3月までの国における事業者の行政手続コストの20%以上の削減</p> <p>○地方公共団体における手続上の書式・様式について、国と歩調を合わせ、統一化の推進</p> <p>○各種添付書類が省略されたことによる国民・事業者の負担軽減</p> <p>○オンラインで実施可能となった手続件数のうち、実際にオンラインで実施されている手続件数の割合</p> <p>○都道府県の官民データ活用推進計画に記載された施策の目標達成率 【目標：全都道府県の計画策定後、2021年度に施策調査を行い設定する予定】</p>	<p>○各省が策定した重点9分野（※）についての行政手続の簡素化計画において、行政手続コストの20%以上の削減に向けた進捗管理・フォローアップ（削減率） ※ 営業の許可・認可に係る手続、社会保険に関する手続、国税、地方税、補助金の手続、調査・統計に対する協力、従業員の労務管理に関する手続、商業登記等、従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行</p> <p>○地方公共団体における手続上の書式・様式について、事業者の負担が大きいもの46件の統一に向けた各省の取組の進捗管理・フォローアップ</p> <p>○登記事項証明書（商業法人）の省略が可能な手続数</p> <p>○各種添付書類の省略が可能な手続数</p> <p>○オンラインで実施できる手続件数</p> <p>○都道府県の官民データ活用推進計画策定団体数 【目標：2020年度末までに47都道府県】</p>	<p>1. 許認可・補助金の手続簡素化、書式・様式の統一、行政手続における添付書類の省略、政府全体のデジタル化・オンライン化</p>



# 次世代型行政サービスの早期実現 1. 政府全体のデジタル・ガバメントの推進

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に向けた次世代型行政サービスの推進</p> <p><b>【指標】</b> ○マイナンバー制度の推進による国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現 ○業務改革による国民の利便性の向上、行政の効率化、住民サービスの質の向上を通じた国民のQOLの向上 ○国・地方一体で標準化した共通の情報インフラの転換</p>	<p>○マイナンバー制度の情報連携対象事務及び対象情報の範囲拡大によるデジタルファーストの推進</p> <p>○2021年度以降、地方自治体による各種現金給付等をキャッシュレスのポイント給付で行うモデル事業を開始</p> <p>○コンビニ交付サービス（マイナンバーカードの利活用）の拡大による住民の利便性向上及び地方公共団体の窓口負荷軽減</p> <p>○デジタル化3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）の推進</p> <p>○マイナポータルAPIの提供件数【2021年度までに10機能のAPIを提供】</p> <p>○死亡・相続ワンストップサービス【死亡・相続に関して遺族が行う手続の削減数】</p>	<p>○マイナンバー制度の情報連携の本格運用の対象事務手続数【2,000件以上】</p> <p>○情報連携の活用数【1億件】</p> <p>○Society5.0社会の国民共有の基盤として、2020年度に官民共同利用型キャッシュレス決済基盤の稼働開始</p> <p>○各種証明書のコンビニ交付の実施団体の人口【実施団体の人口1.1億人】</p> <p>○子育て、介護、引越しワンストップサービス【取扱機関数（地方公共団体等）及びワンストップサービスにより電子申請可能な手続数（地方公共団体毎の対象手続数の合計）について増加】</p> <p>○死亡・相続ワンストップサービス【おくやみコーナー設置自治体支援ナビの整備】</p>	<p>2. マイナンバー制度の利活用の促進等</p> <p>3. 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化</p>

# 次世代型行政サービスの早期実現 1. 政府全体のデジタル・ガバメントの推進

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に向けた次世代型行政サービスの推進</p> <p><b>【指標】</b> ○マイナンバー制度の推進による国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現 ○業務改革による国民の利便性の向上、行政の効率化、住民サービスの質の向上を通じた国民のQOLの向上 ○国・地方一体で標準化した共通の情報インフラの転換</p>	<p>○【社会保険・税（オンライン・ワンストップ化）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象とした67手続のうちオンライン・ワンストップ化された手続数</li> <li>・APIの提供数</li> <li>・申請・届出に係る利用数</li> </ul> <p>○【社会保険・税（クラウドを活用した新しい提出方法・処分通知等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・APIの提供数</li> <li>・申請・届出、処分通知等に係る利用数</li> </ul> <p>○社会保険、補助金申請に係る事業者の行政手続上の負担軽減</p>	<p>○【社会保険・税（オンライン・ワンストップ化）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各省等のシステムの改修</li> <li>・API仕様書の公開</li> <li>・オンライン・ワンストップのサービスイン（令和2年11月頃）</li> </ul> <p>○【社会保険・税（クラウドを活用した新しい提出方法・処分通知等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象手続について情報システム整備計画において記載</li> <li>・ロードマップに基づく検討を踏まえた対象手続に係る各府省等の情報システムの改修・マイナポータル機能追加</li> <li>・API仕様書の公開</li> <li>・クラウドを活用した申請・届出、処分通知等の実現（令和3年度以降）</li> </ul> <p>○社会保険の採用・退職時等の手続、補助金（各省、有志自治体）についてのID・パスワード方式での申請の実現</p>	<p>3. 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化（続き）</p> <p>4. 中小企業等の行政手続上の負担削減</p>

# 次世代型行政サービスの早期実現 1. 政府全体のデジタル・ガバメントの推進

政策目標	KPI 第2階層	KPI 第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に向けた次世代型行政サービスの推進</p> <p><b>【指標】</b> ○マイナンバー制度の推進による国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現 ○業務改革による国民の利便性の向上、行政の効率化、住民サービスの質の向上を通じた国民のQOLの向上 ○国・地方一体で標準化した共通の情報インフラの転換</p>	<p>○2020年度（令和2年度）時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうち、システム改修に係る経費を、2025年度（令和7年度）までに3割削減することを目指す。</p> <p>○一括要求・一括計上の拡大により、重複投資の抑制をしつつ、共通化、効率化等による行政サービスの質の向上を実現</p> <p>○全国的な展開を図る2023年度までに設定</p>	<p>○年度ごとの一括要求・一括計上の対象システム等を拡大</p> <p>○一部地方公共団体でのサービス提供</p>	<p>5. 政府情報システムの一層の改革</p> <p>6. 子育てノンストップサービス</p>

# 次世代型行政サービスの早期実現 2. 国・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化・共有化

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に向けた次世代型行政サービスの推進</p> <p><b>【指標】</b> ○マイナンバー制度の推進による国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現 ○業務改革による国民の利便性の向上、行政の効率化、住民サービスの質の向上を通じた国民のQOLの向上 ○国・地方一体で標準化した共通の情報インフラの転換</p>	<p>○標準仕様が作成された業務における当該標準仕様が利用された情報システムを利用する地方自治体の割合</p>	<p>○対象業務に対して、実際に標準仕様が作成された業務の割合 【標準仕様について、全体の40%に当たる業務が2021年度末までに、90%に当たる業務が2022年度末までに完成していること】</p>	<p>7. 国の主導的な支援の下での情報システム等の標準化を実施</p>

# 次世代型行政サービスの早期実現 2. 国・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化・共有化

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に向けた次世代型行政サービスの推進</p> <p><b>【指標】</b> ○マイナンバー制度の推進による国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現 ○業務改革による国民の利便性の向上、行政の効率化、住民サービスの質の向上を通じた国民のQOLの向上 ○国・地方一体で標準化した共通の情報インフラの転換</p>	<p>○国の支援によりデジタル人材を派遣された地方公共団体における未来技術の活用</p>	<p>○国の支援によりデジタル人材を派遣された地方公共団体数（2020～2024年度累計270団体）</p>	<p>8. 地域におけるSociety5.0の実現に向けたデジタル人材の育成・確保等</p>
	<p>○生活に身近な分野でのIoTを活用した取組を創出した地方公共団体数 【目標：2020年度末までに800団体】</p>	<p>○自治体CIO育成研修の実施回数、受講生数 【目標：2020年度 2回（10日間）、70名】</p>	
	<p>○地方公共団体のオープンデータ取組率 【目標：2020年度末までに100%】</p>	<p>○オープンデータの取組を推進する地方公共団体職員向けの研修への参加地方公共団体数 【目標：2020年度末までに約900団体】</p>	
	<p>○AI・RPAの活用による歳出効率化効果等も含め、各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p>	<p>○地域情報化アドバイザーによる支援団体数</p> <p>○AI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数 【2022年度末までに500団体】</p>	
	<p>○地方公共団体の情報システム運用コスト 【目標：3割圧縮（2015年～2023年）】</p>	<p>○クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,600団体】</p> <p>○自治体クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,100団体】</p>	

# 次世代型行政サービスの早期実現 3. 地方自治体のデジタル化・クラウド化の展開

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に向けた次世代型行政サービスの推進</p> <p><b>【指標】</b> ○マイナンバー制度の推進による国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現 ○業務改革による国民の利便性の向上、行政の効率化、住民サービスの質の向上を通じた国民のQOLの向上 ○国・地方一体で標準化した共通の情報インフラの転換</p>	<p>○行政手続のオンライン化のための情報基盤の整備率 【目標：原則として、全ての市町村において整備】</p> <p>○地方公共団体の情報システム運用コスト 【目標：3割圧縮（2015年～2023年）】</p> <p>○（クラウド導入に伴う）歳出効率化等の成果（事後的に検証する指標） ※ 全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に実情に応じた歳出効率化効果等（効率的なシステム調達等）を把握</p> <p>○AI・RPAの活用による歳出効率化効果等も含め、各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※ 全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p>	<p>○市区町村における行政手続のオンライン化のための情報基盤の整備計画の策定 【目標：原則として、全ての市区町村において策定】</p> <p>○クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,600団体】</p> <p>○自治体クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,100団体】</p> <p>○AI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数 【2022年度末までに500団体】</p> <p>○計画策定・推進体制構築支援事業における地方公共団体支援数</p> <p>○地域IoT実装推進事業（補助事業）の完了件数</p>	<p>9. 自治体行政のデジタルトランスフォーメーションの実現</p> <p>10. 自治体におけるクラウド活用の推進</p> <p>11. ICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、業務手法の標準化・コスト削減を進める</p>

# 次世代型行政サービスの早期実現 4. 行政と民間の連携によるプラットフォーム型ビジネスの育成

政策目標	KPI 第2階層	KPI 第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に向けた次世代型行政サービスの推進</p> <p><b>【指標】</b> ○マイナンバー制度の推進による国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現 ○業務改革による国民の利便性の向上、行政の効率化、住民サービスの質の向上を通じた国民のQOLの向上 ○国・地方一体で標準化した共通の情報インフラの転換</p>	<p>○2022年度末の本格稼働後、分野間データ連携基盤を持続的な社会基盤とするため、民間移転を進める</p> <p>○政府システムへのデータ標準の適用</p> <p>○AI・RPAの活用による歳出効率化効果等も含め、各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p>	<p>○2020年度における分野間データ連携基盤の実装機能数</p> <p>○定義されたデータ標準の数</p> <p>○AI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数 【2022年度末までに500団体】</p> <p>○法律による一元化を含めた規律の在り方、国・地方の役割分担の在り方に関する実務的論点について議論</p>	<p>1 2. 情報システム及びデータの公共財化並びに分野間データ連携基盤の整備</p> <p>1 3. 地方自治体が保有するデータ活用</p>

## 5-1 政府全体のデジタル・ガバメントの推進

○政府全体のデジタル・ガバメントを効果的に推進するため、システム間の互換性の確保、データ・情報連携、重複投資の排除等を徹底して進める。

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
政府全体のデジタル・ガバメントの推進	1 許認可・補助金の手続簡素化、書式・書式・様式の統一、行政手続における添付書類の省略、政府全体のデジタル化、オンライン化					
	i 許認可・補助金の手続簡素化、書式・書式・様式の統一  行政手続コストの削減に向けて、地方公共団体による許認可・補助金の手続簡素化、書式・様式の統一について、関係府省が連携し、取組を促進する方策を具体化する。	2020年3月までに事業者の行政手続コストを20%以上削減するため、各省の簡素化計画を点検（年間3億3千万時間（8千億円）の行政手続コストのうち、7千万時間（2千億円）の削減が実現する見通し（削減率22%））。今後とも、定期的な実績を評価し、対策の強化を要請。また、地方自治体に対しても行政手続コストの削減を要請するとともに、簡素化・オンライン化に積極的な地方自治体を応援。  地方自治体の区域を越えて広域的に活動する事業者にとって負担となっている、自治体間での手続上の書式・様式の違いについて、地方自治体と協議しつつ、書式・様式ごとに、各府省において統一・電子化などの改善方策を検討し、必要な措置を実施。  ≪内閣府≫	行政手続コストの削減へ向け、簡素化計画に記載された取組のうち、2020年度以降に取り組むこととされている事項について実施。  自治体間での書式・様式の見直しにつき、2020年度以降に取り組むこととされている事項について実施。	—  —	○各省が策定した重点9分野（※）についての行政手続の簡素化計画において、行政手続コストの20%以上の削減に向けた進捗管理・フォローアップ（削減率） ※営業の許可・認可に係る手続、社会保険に関する手続、国税、地方税、補助金の手続、調査・統計に対する協力、従業員の労務管理に関する手続、商業登記等、従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行  ○地方公共団体における手続上の書式・様式について、事業者の負担が大きいものの46件の統一に向けた各省の取組の進捗管理・フォローアップ	○2020年3月までの国における事業者の行政手続コストの20%以上の削減  ○地方公共団体における手続上の書式・様式について、国と歩調を合わせ、統一化の推進



	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
政府全体のデジタル・ガバメントの推進	<b>ii 行政手続における添付書類の省略</b> 行政手続における添付書類を省略するための取組を着実に推進する。	商業法人登記情報の連携開始に向けた各府省との調整を実施。  上記を含め、デジタル手続法及び政令に基づき、行政機関間の情報連携などにより添付書類の省略を可能とする対象手続の拡大に向けた検討を行う。  ≪内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室≫	商業法人登記情報の連携開始。  省略可能な添付書類の検討結果や情報システムの整備状況、添付省略に向けた検討状況の調査結果を踏まえ、必要な措置。	登記事項証明書（商業法人）の提出の省略に向け、所要の措置を講じる。  前年度の検討状況を踏まえて、更なる各種添付書類の省略に向けた検討を行う。	○登記事項証明書（商業法人）の省略が可能な手続数  ○各種添付書類の省略が可能な手続数	○各種添付書類が省略されたことによる国民・事業者の負担軽減
	<b>iii 政府全体のデジタル化・オンライン化</b> 政府全体のデジタル化・オンライン化を積極的に推進する。	新たなデジタル・ガバメント実行計画に基づき、法令に基づく国の行政手続のオンライン化を推進するとともに、地方公共団体の手続についても、国による統一的な情報システムの整備を推進。各府省の検討状況に応じて毎年度計画を改定し、順次オンライン化を推進。  世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画等に基づく各種支援策（地方公共団体におけるオンライン化のための情報システムの整備、システム等の共同利用、地方公共団体の官民データ活用推進計画の策定を含む）により、地方公共団体のデジタル化・オンライン化を推進。	新たなデジタル・ガバメント実行計画に基づき、オンライン化に向けた各府省の取組状況を確認し、フォローアップ及び計画の改定を行う。  2020年度までに全都道府県で策定した官民データ活用推進計画について、施策調査を実施し、調査結果を踏まえ、当該計画の施策の目標達成率を設定する。	引き続きフォローアップにより取組の進捗管理・評価を行い、必要な計画の改定を行うことで、行政サービスのオンライン化の実現を推進。  都道府県の施策の目標達成率の状況を踏まえ、必要に応じて施策の実現に向けた助言等を行い、地方公共団体のデジタル化・オンライン化の推進に取り組む。	○オンラインで実施できる手続件数  ○都道府県の官民データ活用推進計画策定団体数 【目標：2020年度末までに47都道府県】	○オンラインで実施可能となった手続件数のうち、実際にオンラインで実施されている手続件数の割合  ○都道府県の官民データ活用推進計画に記載された施策の目標達成率 【目標：全都道府県の計画策定後、2021年度に施策調査を行い設定する予定】

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
政府全体のデジタル・ガバメントの推進	<p>2 マイナンバー制度の利活用の促進等</p> <p>戸籍事務などの公共性の高い分野におけるマイナンバー制度の利活用を進めるとともに、情報連携対象事務の拡充を行う。マイナンバーカードについて、これを利用した医療保険のオンライン資格確認の2020年度からの本格運用や公的個人認証の民間部門における活用・普及促進に向けた取組を着実に進めるなど、ロードマップに基づく官民の取組を強力に推進し、進捗状況を点検・評価する。</p> <p>Society 5.0社会の国民共有の基盤として、個人情報保護を徹底しつつ、マイナンバーカードの利活用を一層深化させる観点から、行政サービスと民間サービスの共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指す。</p> <p>安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、2022年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は市町村ごとのマイナンバーカードの交付円滑化計画の策定の推進と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を行うなど、マイナンバーカードの普及を強力に推進する。</p>	<p>2023年度からの戸籍関係情報に係る情報連携の拡充等を含む改正マイナンバー法に対応、順次施行。</p>			<p>○マイナンバー制度の情報連携の本格運用の対象事務手続数【2,000件以上】</p> <p>○情報連携の活用数【1億件】</p>	<p>○マイナンバー制度の情報連携対象事務及び対象情報の範囲拡大によるデジタルファーストの推進</p>
		<p>ロードマップ等に基づく官民の取組を強力に推進し、進捗状況を点検・評価。</p>				
		<p>消費税率引上げに伴う需要平準化策としてマイナンバーカードを活用した消費活性化策を早期に実施し、官民共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指す。また、地域の移動支援などに当該決済基盤の活用、各種現金給付のポイントでの実施について検討を行う。</p>	<p>地域の移動支援などへの当該決済基盤の活用、現金給付のポイントでの実施に関する検討状況を踏まえた必要な改善や検討を実施。</p>	<p>地域の移動支援などへの当該決済基盤の活用、現金給付のポイントでの実施に関する検討状況を踏まえた必要な改善や検討を実施。</p>		
	<p>2020年度に予定されているマイナンバーカードを活用した消費活性化策や2021年3月から本格運用が開始される健康保険証としての利用を踏まえ、年度末までに6千万枚から7千万枚のマイナンバーカードが交付されることを想定した普及促進策を実施。</p>	<p>健康保険証として利用可能な医療機関等を9割程度にすることを目指すなど、年度末までに9千万枚から1億枚のマイナンバーカードが交付されることを想定した普及促進策を実施。</p>	<p>概ね全ての医療機関等で健康保険証として利用可能とすることを目指すなど、年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードが保有することを想定した普及促進策を実施。</p>	<p>○各種証明書のコンビニ交付の実施団体の人口【実施団体の人口1.1億人】</p>	<p>○コンビニ交付サービス（マイナンバーカードの利活用）の拡大による住民の利便性向上及び地方公共団体の窓口負担軽減</p>	
	<p>《内閣官房番号制度推進室、総務省》</p>					

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
政府全体のデジタル・ガバメントの推進	<p>3 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化</p> <p>行政手続に関連する民間手続のワンストップ化を進める。具体的には、子育て、介護、引越し、死亡・相続など主要なライフイベントの際に個人が行う手続や、社会保険・税など従業員の採用、退職等のライフイベントに伴い企業が行う手続について、順次実施する。</p>	<p>【子育て、介護】</p> <p>マイナポータルを活用して子育て、介護に関するサービス検索及びオンライン申請ができるワンストップサービスについて、引き続き、地方公共団体における導入を促進すると共に、サービスの拡充等を行い、更なる利用を進める。</p> <p>【引越し】</p> <p>引越しポータルサイトから手続申請を行う引越しワンストップサービスについて順次サービスを開始し、多くの地方公共団体や民間事業者等での導入や手続の更なる拡大を図り、本格展開を進める（自治体手続についてはマイナポータルを経由）。</p> <p>【死亡・相続】</p> <p>死亡・相続に関する遺族が行う手続の削減について、届出省略に向けて見直し方針を踏まえ、順次制度改正等の実施を図る。また、おくやみコーナー設置自治体支援ナビ導入に向けた支援を行う。</p>	<p>【子育て、介護、引越し、死亡・相続】</p> <p>申請者の手続負担の軽減、行政機関の業務効率化の実現に向け、更なる取組を推進。</p>	<p>【子育て、介護、引越し、死亡・相続】</p> <p>2021年度取組状況を踏まえ必要な措置を講じ、行政手続に関連する民間手続のワンストップ化を推進。</p>	<p>○子育て、介護、引越しワンストップサービス</p> <p>【取扱機関数（地方公共団体等）及びワンストップサービスにより電子申請可能な手続数（地方公共団体毎の対象手続数の合計）について増加】</p> <p>○死亡・相続ワンストップサービス</p> <p>【おくやみコーナー設置自治体支援ナビの整備】</p>	<p>○デジタル化3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）の推進</p> <p>○マイナポータルA P Iの提供件数【2021年度までに10機能のA P Iを提供】</p> <p>○死亡・相続ワンストップサービス</p> <p>【死亡・相続に関して遺族が行う手続の削減数】</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
政府全体のデジタル・ガバメントの推進		<p>【社会保険・税（オンライン・ワンストップ化）】 従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続きについて、マイナポータルをAPIを活用したオンライン・ワンストップ化を開始し、順次、対象手続を拡大する。また、社会保険労務士の電子署名等が必要な手続についても、マイナポータルから行えるようにする。</p>	<p>【社会保険・税（オンライン・ワンストップ化）】 マイナポータルをAPI経由で申請できる手続について、順次追加・見直しを図る。</p> <p>【社会保険・税（クラウドを活用した新しい提出方法・処分通知等）】 社会保険・税手続の新たな方法として、金融機関に係る法定調書の提出（事業者提出の全ての法定調書について検討）に関して、クラウドサービス等を活用した企業保有情報の新しい提出方法に係る情報システムの利用を開始し、事業者の事務作業の負担を軽減する。</p>	<p>→</p> <p>【社会保険・税（クラウドを活用した新しい提出方法・処分通知等）】 新しい提出方法による提出を順次拡大。</p>	<p>【社会保険・税（オンライン・ワンストップ化）】 ・各省等のシステムの改修 ・API仕様書の公開 ・オンライン・ワンストップのサービスイン（令和2年11月頃）</p>	<p>【社会保険・税（オンライン・ワンストップ化）】 ・対象とした67手続のうちオンライン・ワンストップ化された手続数 ・APIの提供数 ・申請・届出に係る利用数</p> <p>【社会保険・税（クラウドを活用した新しい提出方法・処分通知等）】 ・APIの提供数 ・申請・届出、処分通知等に係る利用数</p>
		<p>《内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、関係府省庁》</p>				

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
政府全体のデジタル・ガバナメントの推進	<b>4 中小企業等の行政手続上の負担軽減</b> 中小企業等への時間外労働の上限規制が適用される2020年4月から中小企業等の行政手続上の負担を軽減するため、社会保険の採用・退職時等の手続についてのID・パスワード方式での簡易なオンライン申請や、補助金（各省、有志自治体）についてのGビズID（法人共通認証基盤）を活用したID・パスワード方式での申請を実現する。	社会保険の採用・退職時等の手続や、補助金（各省、有志自治体）に関する手続について、GビズID（法人共通認証基盤）を活用したID・パスワード方式でのオンライン申請を実現する。  ≪内閣府、関係府省庁≫	—	—	社会保険の採用・退職時等の手続、補助金（各省、有志自治体）についてのID・パスワード方式での申請の実現	社会保険、補助金申請に係る事業者の行政手続上の負担軽減
	<b>5 政府情報システムの一層の改革</b>  データの標準化、情報システム間の互換性、高度なセキュリティ対応等の確保を、政府として統一性を確保しつつ効率的に実現する観点から、政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化を実施する。	内閣官房の下、サービス視点の業務改革（BPR）を意識した年間を通じたプロジェクト管理の順次拡充。  デジタルインフラの整備及び運用に係る予算の一括要求・一括計上を順次開始。  契約締結前に、複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする調達・契約方法を、試行的に開始。  ≪内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室≫	内閣官房の下、政府重点プロジェクトの管理を実施。 各府省は府省重点プロジェクトの管理を徹底するとともに、必要に応じて、プロジェクトの指定を拡充。  一括要求・一括計上の対象システム等を順次拡大。  契約締結前に、複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする調達・契約方法を試行的に実施。	2021年度までの取組を踏まえ、政府重点プロジェクトや府省重点プロジェクトの順次拡充、一括要求・一括計上の対象システム等の順次拡大、契約締結前に、複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする調達・契約方法を試行的に開始することにより、政府情報システムの一層の改革の実現を推進。	○2020年度（令和2年度）時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうち、システム改修に係る経費を、2025年度（令和7年度）までに3割削減することを目指す。  ○年度ごとの一括要求・一括計上の対象システム等を拡大	○2020年度（令和2年度）時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうち、システム改修に係る経費を、2025年度（令和7年度）までに3割削減することを目指す。  ○一括要求・一括計上の拡大により、重複投資の抑制をしつつ、共通化、効率化等による行政サービスの質の向上を実現

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
政府全体のデジタル・ガバメントの推進	<p>6 子育てノンストップサービス</p> <p>予防接種や児童手当など、妊娠から就学前までの子育て関連手続きをボタン一つで申請できるサービスにつき、来年度から一部の地方公共団体において開始し、2023年度からの全国展開を目指す。</p>	<p>サービス提供を一部地方公共団体において開始。</p> <p>《内閣官房日本経済再生総合事務局、関係府省庁》</p>			○一部地方公共団体でのサービス開始	○全国的な展開を図る2023年度までに設定

## 5-2 国・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化・共有化

○国・地方を通じた各分野の業務プロセス・情報システムの標準化・共有化と、すべての自治体における標準化されたデジタルインフラの整備を国が主導していく。

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
国・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化・共有化	<p>7 国の主導的な支援の下での情報システム等の標準化を実施</p> <p>ITに係る地方自治体への補助金の効率化を図るとともに、財源を含めた国の主導的な支援の下で情報システムやデータの標準化を推進する観点から、IT予算の一元化を契機に、内閣官房が中心となり関係府省庁が連携して、地方自治体のデジタル化の取組を後押しするための政策に関する検討を進める。</p>	<p>内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省は、部内の検討体制を整備の上、市町村が情報システムを構築している以下の地域情報プラットフォーム標準仕様又は中間標準レイアウト仕様で示されている業務について、業務プロセス・情報システムの標準化に向け市町村の業務プロセスや情報システムのカスタマイズ状況等についての調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当（内閣府）</li> <li>・選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税（総務省）</li> <li>・就学（文部科学省）</li> <li>・国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当（厚生労働省）</li> <li>・子ども・子育て支援（内閣府・厚生労働省）</li> </ul> <p>上記の作業を踏まえ、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR）の徹底を前提に業務プロセス・情報システムの標準化を進める。</p> <p>特に、地方税、介護保険、国民健康保険、障害者福祉、就学業務については、速やかに地方自治体の状況等を踏まえた課題を整理し、業務プロセス・情報システムの標準化により効果が見込める場合には、地方自治体関係者やベンダー等を含めた研究会を組織し標準仕様書を作成する等、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業に着手する。</p>	<p>内閣府・総務省・厚生労働省は、情報システムの標準化に向けた調査に基づき地方自治体の状況等を踏まえた課題を整理し、情報システム標準化による効果が見込める場合には、地方自治体関係者やベンダー等を含めた研究会を組織し標準仕様書を作成する等、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業を進める。</p>	<p>内閣府・総務省・厚生労働省は、情報システム標準化による効果が見込める業務について、標準仕様書を作成する等、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業を進める。</p>	<p>○対象業務に対して、実際に標準仕様を作成された業務の割合 【標準仕様について、全体の40%に当たる業務が2021年度末までに、90%に当たる業務が2022年度末までに完成していること】</p>	<p>○標準仕様を作成された業務における当該標準仕様が利用された情報システムを利用する地方自治体の割合</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
国・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化・共有化		<p>このほか、各省は以下の事項に取り組む。</p> <p>(1) 住民記録（総務省） すでに検討に着手している住民記録システムについては、夏頃までに地方自治体関係者などと、標準的な機能や様式等を盛り込んだ標準仕様書を作成する。住民記録システムが他の基幹系システムの基礎となるため、普及策や他システムとの連携方策も検討する。</p> <p>(2) 地方税（総務省） 地方税に係るシステムに関して、納税者からの電子納税を可能とする地方税共通納税システムについては、対象税目を地方法人二税等から更に拡大するため、2019年度の課題整理に基づき、地方自治体などとともに取組を進める。市町村の基幹税務システムについては、夏以降住民記録システムの成果も反映し標準仕様書の作成を進める。</p> <p>(3) 社会保障（厚生労働省） 国民健康保険に係る業務支援システムは、標準システムの導入意義や効果を広く周知するとともに機能改善を図って効果をより高めるほか、導入後の課題を把握し、効率的な業務プロセスやシステム設計に見直すことにより、導入自治体を広げるための改善策を検討する。 介護保険、障害者福祉に係る業務支援システムは、「地方自治体業務プロセス・システム標準化等に関する関係府省庁連絡会議（仮称）」の方針を踏まえ、速やかに自治体における業務プロセスやシステム整備の実態を把握し、標準化・共有化に向けた検討体制を構築する。その後、住民記録システムの成果を反映し、1年以内に標準仕様書を作成する等、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業を進める。 児童扶養手当、生活保護に係る業務支援システムについても、速やかに自治体における業務プロセスやシステム整備の実態を把握し、標準化・共有化に向けた検討体制を構築する。</p> <p>(4) 教育（文部科学省） 就学に係る学齢簿作成、就学援助認定等のシステムは、速やかに自治体の業務プロセスやシステム整備の実態を把握し、標準化・共有化に向けた検討体制を構築する。その後、住民記録システムの成果を反映し、1年以内に標準仕様書を作成する。</p>				



	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
国・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化・共有化		<p>内閣官房は、内閣府・総務省の協力を得て、関係府省庁の検討の支援や府省庁横断的な事項の処理を行う。</p> <p>内閣官房及び関係府省庁は、地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化に関する政府全体の方針調整及び進捗管理を行うため、早期に「地方自治体業務プロセス・システム標準化等に関する関係府省庁連絡会議（仮称）」を組織・運営する。</p> <p>内閣官房及び関係府省庁は、それぞれの事務の業務プロセス・情報システム標準化の検討状況について地方自治体への適時適切な情報提供を行う。</p> <p>国が主導して情報システムの標準化を進めるため、総務省は、地方制度調査会における地方自治制度との関係を含めた議論などを踏まえ、関係府省庁と連携して、法制上の措置も視野に、必要な検討を行う。</p> <p>≪内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、総務省、関係府省庁≫</p>	<p>内閣官房は、内閣府・総務省の協力を得て、関係府省庁の検討の支援や府省庁横断的な事項の処理を行う。</p>	<p>内閣官房は、内閣府・総務省の協力を得て、関係府省庁の検討の支援や府省庁横断的な事項の処理を行う。</p>		

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
国・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化・共有化	<p>8 地域におけるSociety5.0の実現に向けたデジタル人材の育成・確保等</p> <p>地域におけるSociety5.0の実現に向けた技術（未来技術）の活用を推進するため、情報通信関連事業者などの民間事業者等と連携し、その従業員などを「デジタル専門人材」として地方公共団体に派遣する。</p> <p>自治体に不足しているIT人材を補うため、要望に応じて自治体のデジタル化・クラウド化等に積極的に関与する形で専門人材・チームを計画的に派遣する。</p> <p>自治体CIOやオープンデータに対応する人材の育成、地域情報化アドバイザーの派遣などにより、地方公共団体のIT人材の更なる確保・育成に取り組む。</p>	<p>内閣官房、内閣府は地方公共団体と民間事業者等の「デジタル専門人材」とのマッチングを支援することにより、地域におけるSociety 5.0の実現を推進する。</p> <p>自治体CIOの育成（※）や、地域でのオープンデータの利活用を推進する職員の養成によって、IT人材の更なる確保・育成を推進。</p> <p>※「自治体CIO育成研修」として、地方公共団体職員向け研修を実施し、地方公共団体における情報システムの適切かつ安全な管理、業務の効率化、効果的な地域情報化の展開などを推進。 テキスト・カリキュラム（全体最適化、運営管理）の改訂を実施。</p> <p>オープンデータの有用効用事例の充実、自治体職員がデータ作成・公開する際に利用できるツールの充実を図る等、小規模自治体へのサポート強化を図るとともに、地域でオープンデータの取組を推進する地方公共団体職員向けの研修の実施。</p> <p>地域の課題解決のためにICTを利活用した取組を検討している自治体等に対し、その求めに応じて、ICTの専門的な知見やノウハウを有する「地域情報化アドバイザー」を派遣する人的支援を実施。</p>	<p>地方自治体におけるデジタル人材の受入れ状況およびその成果を整理し、必要な改善を実施。</p> <p>地方公共団体で異なる内部のガバナンスのあり方や地域の課題に応じた、IT人材の更なる確保・育成に取り組む。</p> <p>地方公共団体のニーズを踏まえた必要な改善を実施。</p>	<p>2021年度の実況を踏まえ更なる改善を実施。</p> <p>地方公共団体のニーズに応じた必要な改善を図った上で、地方公共団体のデジタル・ガバナメントの実現に不可欠なIT人材の更なる確保・育成に取り組む。</p> <p>これまでの取組状況を踏まえ更なる改善を実施し、ICTによる地域の課題解決を図る。</p>	<p>国の支援によりデジタル人材を派遣された地方公共団体数（2020～2024年度累計270団体）</p> <p>○自治体CIO育成研修の実施回数、受講生数 【目標：2020年度2回（10日間）、70名】</p> <p>○オープンデータの取組を推進する地方公共団体職員向けの研修への参加地方公共団体数 【目標：2020年度末までに約900団体】</p> <p>○地域情報化アドバイザーによる支援団体数</p> <p>○AI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数 【2022年度末までに500団体】</p> <p>○クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,600団体】</p> <p>○自治体クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,100団体】</p>	<p>国の支援によりデジタル人材を派遣された地方公共団体における未来技術の活用</p> <p>○生活に身近な分野でのIoTを活用した取組を創出した地方公共団体数 【目標：2020年度末までに800団体】</p> <p>○地方公共団体のオープンデータ取組率 【目標：2020年度末までに100%】</p> <p>○AI・RPAの活用による歳出効率化効果等も含め、各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p> <p>○地方公共団体の情報システム運用コスト 【目標：3割圧縮（2015年～2023年）】</p>
		<p>「内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府、総務省」</p>				

### 5-3 地方自治体のデジタル化・クラウド化の展開

○自治体において、限られた人材・資源を質の高い行政サービスの提供に振り向けていくため、自治体行政のデジタル化・クラウド化やAI・ICTの活用を進めていく。

	取組事項	実施年度			KPI	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
地方自治体のデジタル化・クラウド化の展開	<p><b>9 自治体行政のデジタルトランスフォーメーションの実現</b></p> <p>総務省は、Society 5.0時代にふさわしい自治体行政のデジタルトランスフォーメーション実現に向け、技術面、人材面、財源面、業務面からの課題を早急に洗い出し、AI・ICT化、クラウド化等を抜本的に進める計画を策定する。 地方自治体におけるデジタル・ガバメントを実現するため、デジタル手続法に基づく取組について地方自治体への展開を促す。</p>	<p>Society 5.0時代にふさわしい自治体行政のデジタルトランスフォーメーション実現に向け、地方自治体のAI・ICT化、クラウド化のほか、システム標準化やオンライン化を抜本的に進めるための促進方策に関する計画を、内閣官房・内閣府等と連携を図り、令和2年度中に策定。 当該計画において地方自治体のオンライン化に必要な情報基盤の整備に関する取組を盛り込む。</p> <p>《総務省》</p>	<p>策定した計画内容の進捗管理・評価を行うとともに、AI・ICT化、クラウド化等の実現に向けた取組を実施。 また、地方自治体のオンライン化の推進に向けた情報基盤の整備に関する取組を実施。</p>	<p>策定した計画内容の進捗管理・評価の状況を踏まえ、AI・ICT化、クラウド化等の実現に向けた取組を実施。 また、当該計画の進捗状況を踏まえ、地方自治体のオンライン化の更なる推進に向けた取組を実施。</p>	<p>○市区町村における行政手続のオンライン化のための情報基盤の整備計画の策定 【目標：原則として全ての市区町村において策定】</p>	<p>○行政手続のオンライン化のための情報基盤の整備率 【目標：原則として、全ての市町村において整備】</p>
	<p><b>10 自治体におけるクラウド活用の推進</b></p> <p>自治体クラウドの一層の推進に向け、各団体はクラウド導入等の計画を策定し、国は進捗を管理する。</p>	<p>助言通知（平成29年11月9日通知）に基づく市区町村のクラウド導入等計画の見直しを要請。</p> <p>地方公共団体の情報システム運用コスト（住民一人当たりコストを含む）の算出・公表。</p> <p>自治体クラウドを導入したグループにおける歳出効率化の成果を態様別に類型化し、公表。</p> <p>※情報システム運用コストについては継続的に把握する必要がある。</p> <p>複数団体による自治体クラウドの導入を、地方交付税措置により支援。</p> <p>地方公共団体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置。</p> <p>《総務省》</p>	<p>標準仕様の進捗にあわせて市区町村のクラウド導入計画の見直しを要請。</p>	<p>標準仕様の進捗にあわせて市区町村のクラウド導入計画の見直しを要請。</p>	<p>○クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,600団体】</p> <p>○自治体クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,100団体】</p>	<p>○地方公共団体の情報システム運用コスト 【目標：3割圧縮（2015年～2023年）】</p> <p>○（クラウド導入に伴う）歳出効率化等の成果（事後的に検証する指標） ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に実情に応じた歳出効率化効果等（効率的なシステム調達等）を把握</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
地方自治体のデジタル化・クラウド化の展開	<p>11 ICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、業務手法の標準化・コスト削減を進める</p> <p>自治体行政の様々な分野で、団体間比較を行いながら、関係府省が連携してICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、業務手法の標準化・コスト削減を進める。地域課題の解決に効果的な事業に積極的に取り組む地方自治体に対する地方財政措置の拡充について検討する。</p>	<p>自治体行政の様々な分野で、団体間比較を行いつつ、ICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築する「自治体行政スマートプロジェクト」を実施。</p> <p>AI活用が進められていない行政分野におけるクラウドサービスとしてのAIの導入に当たって、標準仕様及び手順をとりまとめ、全国の自治体におけるクラウドAIサービスの共同利用に向け取り組む。</p> <p>AI・IoT等を活用して地域の課題解決等に取り組もうとする地域の企業や自治体等に対し、地域IoTの実装計画の策定支援や共同利用を促す財政支援を実施する「地域IoT実装・共同利用総合支援施策」を実施。</p> <p>AI・IoT・RPAの活用など地方自治体における次世代型行政サービスの推進に向けた取組について、地方財政措置を講じる。</p> <p>《総務省》</p>	<p>「自治体行政スマートプロジェクト」において構築した業務プロセスの標準モデルの横展開等を実施。</p> <p>2020年度までに実施した取組の成果を把握し他自治体への横展開の進捗管理・評価を行う等により、クラウドAIサービスの共同利用を実施。</p> <p>「地域IoT実装・共同利用総合支援施策」の成果を整理し、各自治体のIoT等の導入を促進。</p>	<p>クラウドによる効率的な展開を含めた、自治体へのAI導入を推進。</p> <p>「地域IoT実装・共同利用総合支援施策」の成果を踏まえた取組により、各自治体のIoT等の導入を促進。</p>	<p>○AI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数 【2022年度末までに500団体】</p> <p>○計画策定・推進体制構築支援事業における地方公共団体支援数</p> <p>○地域IoT実装推進事業（補助事業）の完了件数</p> <p>—</p>	<p>○AI・RPAの活用による歳出効率化効果等も含め、各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p> <p>—</p>

## 5-4 行政と民間の連携によるプラットフォーム型ビジネスの育成

〇わが国のグローバルな競争力確保と地域経済の活性化を目指し、分野や組織の垣根を超えた、デジタル化による多様かつ新しいつながりやデータ収集・解析をもとにプラットフォーム型ビジネスを育成する。

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
行政と民間の連携によるプラットフォーム型ビジネスの育成	<p><b>12 情報システム及びデータの公共財化並びに分野間データ連携基盤の整備</b></p> <p>組織や分野を超えたデータの利活用等を通じて新たな価値の創出を目指す分野間データ連携基盤が本格稼働する2022年度に向けて、（中略）次世代型行政サービスを早急に実現する。</p> <p>国及び地方自治体等の情報システムやデータは、集約・標準化・共同化し、原則、オープンな形で誰もが利用でき、キャッシュフローを生み出す「公共財」となるよう設計する。具体的には、行政機関が保有するデータのデジタル化・標準化、官民とのデータ連携・共有や、個人情報保護に関する官民の規定の集約化等に取り組む。</p>	<p>統合イノベーション戦略に沿って、分野間データ連携基盤の本格稼働に向け推進。</p>	<p>分野間データ連携基盤の本格稼働。</p>	<p>〇2020年度における分野間データ連携基盤の実装機能数</p>	<p>〇2022年度末の本格稼働後、分野間データ連携基盤を持続的な社会基盤とするため、民間移転を進める</p>	
		<p>民間、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約・一体化し、これらの制度を個人情報保護委員会が一元的に所管する方向で、検討を進める。</p>				
		<p>「行政基本情報データ連携モデル」（平成31年3月28日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）や「文字環境導入実践ガイドブック」（平成31年3月28日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）等に基づき、行政分野におけるデータの標準化を推進する。</p> <p>≪内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、内閣府、個人情報保護委員会、総務省、関係府省庁≫</p>				<p>〇定義されたデータ標準の数</p> <p>〇政府システムへのデータ標準の適用</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
行政と民間の連携によるプラットフォーム型ビジネスの育成	<p>13 地方自治体が保有するデータ活用</p> <p>地方自治体が保有するデータについて、個人情報の保護を徹底しつつ、その活用方策の考え方を2019年度内に整理し、地方自治体におけるデータ活用の取組を推進する。</p>	<p>2019年度に整理した個人情報の保護を徹底した上での個人情報の活用策を踏まえ、データ活用の取組を推進する。</p> <p>具体的には、AI活用が進められていない行政分野におけるクラウドサービスとしてのAIの導入に当たって、標準仕様書及び手順をとりまとめ、全国の自治体におけるクラウドAIサービスの共同利用に向け取り組む。</p> <p>2019年度に開始した、地方公共団体の個人情報保護制度の中長期的な在り方を意見交換する場において、個人情報保護制度に関する議論を実施。</p> <p>《総務省、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、個人情報保護委員会》</p>	<p>2020年度までに実施した取組の成果を把握し他自治体への横展開の進捗管理・評価を行う等により、クラウドAIサービスの共同利用を実施。</p>	<p>クラウドによる効率的な展開を含めた、自治体へのAI導入を推進。</p>	<p>○AI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数 【2022年度末までに500団体】</p> <p>○法律による一元化を含めた規律の在り方、国・地方の役割分担の在り方に関する実務的論点について議論</p>	<p>○AI・RPAの活用による歳出効率化効果等も含め、各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
行政と民間の連携によるプラットフォーム型ビジネスの育成	14 乳幼児期・学童期の健康情報の一元的活用の検討（社保-12）					
	15 P H R 推進を通じた健診・検診情報の予防への分析・活用（社保-13）					
	16 レセプト情報を活用し、医師や薬剤師が投薬履歴等を閲覧できる仕組みの構築（社保-34i）					
	17 被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認を導入（社保-39i）					
	18 「保健医療データプラットフォーム」の2020年度本格運用開始（社保-39ii）					
	19 A I の実装に向けた取組の推進（社保-39iv）					
	20 ロボット・I o T ・ A I ・ センサーの活用（社保-39vi）					
	21 クリニカル・イノベーション・ネットワークとPMDAの医療情報データベース（M I D - N E T）の連携（社保-40）					
	22 オンラインでの服薬指導を含めた医療の充実（社保-41）					
	23 科学的介護の推進（栄養改善を含め、自立支援・重症化防止等に向けた介護の普及）（社保-46）					
24 スマートシティの推進（社資-13）						

## 6. 文教・科学技術



# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上 ⇒教育政策における外部資源の活用やP D C Aサイクルの徹底、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。</p> <p><b>【指標①】</b>OECD・PISA調査等の各種調査における水準の維持・向上 ※科学リテラシー、読解力、数学リテラシーなど、世界トップレベルの維持・向上（PISA2015：科学リテラシー1位、読解力6位、数学リテラシー1位、PISA2018：科学リテラシー2位、読解力11位、数学リテラシー1位） ※知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成</p>	<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県の割合 ※2018年度：91.5%→2021年度：100%</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県の割合 ※2018年度：87.2%→2021年度：100%</p> <p>○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：85%→2021年度：100% ※（市区町村）2018年度：21%→2021年度：50%</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：55%→2021年度：80% ※（市区町村）2018年度：47%→2021年度：70%</p> <p>○児童生徒の情報活用能力に関する指標を設定 ※データなし、「情報活用能力調査」の実施を踏まえ検討</p>	<p>○少子化の進展（児童生徒数、学級数の減少等）及び小規模化した学校の規模適正化の動向、学校の課題（いじめ・不登校、校内暴力、外国人児童生徒、障害のある児童生徒、子供の貧困等）に関する客観的なデータ、教育政策に関する実証研究の結果等を踏まえた予算の裏付けのある公立小中学校の教職員定数の中期見通しの策定状況を踏まえた都道府県・政令市の方針策定計画割合 ※2019年度：50.7%→2021年度：100.0%</p> <p>○特別免許状授与件数 ※2016年度：延べ1,101件 →2021年度：延べ1,600件 ○外国語指導助手（ALT）等の配置状況 ※2017年度：12,912人（小学校） →2021年度：15,000人（小学校）</p> <p>○学校事務の共同実施を実施している市町村の割合 ※2018年度：63.8%→2021年度：75%</p> <p>○部活動について、部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている市町村の割合 ※2018年度：59.7%→2021年度：70%</p>	<p>1. 教育政策の実証研究（※）を推進するとともに、同実証研究の進展等を踏まえた教職員定数の中期見通しの策定</p> <p>※現在実施している実証研究を見直す ①学級規模等の影響効果 ②加配教員・専門スタッフ配置の効果分析 ③高い成果を上げている地域・学校の取組・教育環境の分析 ④教員の勤務実態の実証分析</p> <p>2-1. 学校における働き方改革（外部人材の活用等によるチームとしての学校の推進）</p> <p>2-1. 学校における働き方改革（学校事務の共同実施）</p> <p>2-1. 学校における働き方改革（部活動における外部人材や民間機関の活用）</p>

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上 ⇒教育政策における外部資源の活用やP D C Aサイクルの徹底、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。</p> <p><b>【指標①】</b> O E C D ・ P I S A 調査等の各種調査における水準の維持・向上 ※科学リテラシー、読解力、数学リテラシーなど、世界トップレベルの維持・向上（PISA2015：科学リテラシー1位、読解力6位、数学リテラシー1位、PISA2018：科学リテラシー2位、読解力11位、数学リテラシー1位） ※知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成</p>	<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県の割合 ※2018年度：91.5%→2021年度：100%</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県の割合 ※2018年度：87.2%→2021年度：100%</p> <p>○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：85%→2021年度：100% ※（市区町村）2018年度：21%→2021年度：50%</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：55%→2021年度：80% ※（市区町村）2018年度：47%→2021年度：70%</p> <p>○児童生徒の情報活用能力に関する指標を設定 ※データなし、「情報活用能力調査」の実施を踏まえ検討</p>	<p>○学習者用コンピュータの整備状況 ※2023年度：義務教育段階の児童生徒1人に1台（※2019年3月：公立小学校6.1人に1台、公立中学校5.2人に1台） ○自治体が定める学校教育の情報化に関する計画においてデジタル教科書等の導入の方針について定めている割合 ※データなし、今後調査→2022年度：100% ○初等中等教育段階において、遠隔教育を実施したいが、できていない学校の割合 ※データなし、今年度中に調査→2023年度：0% ○ICT支援員の活用状況 ※データ集計中→2022年度：4校に1人程度 ○統合型校務支援システムの導入率 ※2018年3月：52.5%→2022年度：100%</p> <p>○学校の小規模化について対策の検討に着手している自治体の割合 ※2016年度：58%→2021年度：100% ○学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）を策定している自治体の割合 ※2017年4月：4%→2021年4月：100% ○廃校施設のうち、活用の用途が決まっていないものの割合 ※2016年5月：21.2%→2021年度：18%</p> <p>○高等学校のコミュニティ・スクールを導入している都道府県の割合（具体的な導入計画がある都道府県も含む） ※2018年度：44.7%→2021年度：100% ○公立高等学校において、地域課題に係る学習の取組の推進方針を教育振興基本計画の中に位置づけている設置者の割合 ※現状値データなし、今年度中に調査→2024年度：100%</p>	<p>2-2. 教育の情報化 ・学校ICT環境の整備 ・情報活用能力の育成 ・遠隔教育の推進 ・学校の指導体制等の充実 ・ICT活用による校務改善等</p> <p>3. 学校規模適正化・適正配置、学校施設の統合、廃校施設の活用促進 ・統合による魅力ある学校づくり等を推進するため、学校の規模適正化・適正配置を促進 ・各自治体における公立学校施設の長寿命化に向けた施設計画の策定 ○廃校施設の活用促進</p> <p>4. 地域社会との連携をはじめとした、高等学校教育改革のP D C Aサイクルと「見える化」の推進</p>

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上 ⇒教育政策における外部資源の活用やPDCAサイクルの徹底、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。</p> <p><b>【指標②】</b> 教育の質の向上 ○就職を希望する大学等卒業者の就職率の向上 ※2018年度実績：97.7%→毎年度：前年度実績を上回る ○大学卒業者の就職・進学等率の向上 ※2017年度実績：92.2%→毎年度：前年度実績を上回る ○学部の際を越えた充実した教育課程の構築を行う大学の割合の向上 ※2016年度実績：37.3%→「毎年度：前年度実績を上回る」</p> <p><b>【指標③】</b> (インプットに対する) 被引用回数トップ10%論文数の増加 ○2020年度までに総論文数に占めるTOP10%補正論文数の割合10%以上 (運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数等に関する指標の将来の活用について第4期中期目標・中期計画策定までに検討)</p> <p><b>【指標④】</b> 企業等からの大学・公的研究機関への投資額 ※2025年度までに、大学・国立研究開発法人等への民間研究開発投資を3倍増→「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」による目標値は約3,500億円 (2014年度実績：1,151億円)</p>	<p>○国立大学法人における寄附金受入額の増加 ※2014年度：約729億円→2020年度：2014年度比1.3倍 ○若手研究者比率の増加 ※40歳未満の大学本務教員割合を3割以上</p> <p>○我が国の大学の研究生産性(インプットに対する論文数等)の向上 ※運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数について、重点支援③16大学の加重平均が前年度より増加(2019年度：コストあたりTOP10%論文数の16大学の加重平均：1億円あたり約1.2本→毎年度：前年度実績を上回る)</p> <p>○国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討を行う有識者会議の議論を踏まえ、第4期中期目標・中期計画策定までにKPIを設定</p> <p>○定員充足率80%未満で赤字経営となっている大学について①学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を下回る水準へ引き下げ ※2017年度全大学平均：157千円 ②学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を上回る大学数の減少</p> <p>○高等教育の修学支援新制度の支援対象学生のGPA(平均成績)、就職・進学率の状況 ※高等教育の修学支援新制度は2020年度から実施予定のため、制度実施後に現状値を調査の上、目標値を設定</p>	<p>○「評価による無用な負担が軽減された」と回答した大学の割合 (目標) 2022年度：80% ※認証評価の制度改革は関係審議会の審議を経て行われる予定のため、制度改革後に現状値を調査</p> <p>○運営費交付金のうち、外部資金の獲得状況や質の高い論文数など、教育・研究の成果にかかる客観・共通指標による相対評価に基づく配分対象額及び当該部分の割合の増加と影響の把握・評価</p> <p>○学部・研究科別のセグメント毎の予算管理を実施している大学数。これに基づき、教育・研究成果を評価した上で学内予算配分を行う大学数。 ※(目標) 2021年：すべての国立大学</p> <p>○国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討を行う有識者会議の議論を踏まえ、第4期中期目標・中期計画策定までにKPIを設定</p> <p>○一般補助における教育の質に応じたメリハリの強化の状況 ※2018年度予算：▲2%～+2% ○赤字経営、定員割れ大学への減額ルールの設定・実施の効果 ※入学定員充足率90%未満の私立大学の割合(2017年度：26.3%→2020年度：半減) ※情報の公表状況により私学助成の減額となる大学数(2017年度：36校→2020年度：半減)</p> <p>○教育の質を担保するための、高等教育の修学支援新制度の支援対象機関に係る具体的・統一的要件(シラバス、GPA(平均成績)等)の設定・適用状況 ○経営困難な大学等及び専門学校についての高等教育の修学支援新制度の支援対象機関としない条件の設定・適用状況 ※2019年度に機関要件を設定し、2019年度以降継続して適用</p>	<p>5. 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援についてメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人運営費交付金等について、PDCAの確立、学内配分や用途等の「見える化」、戦略的な配分割合の増加</li> <li>・大学の連携・統合等、外部人材の理事登用促進による大学の経営力強化</li> </ul> <p>5-2. 国立大学改革の加速のための枠組みの構築 世界トップレベルの教育研究を推進するためのガバナンスの在り方を構築するとともに、経営基盤を強化するための方策を策定する。</p> <p>6. 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化</p> <p>7. 学生への修学支援の重点的・効率的な実施</p>

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上 ⇒教育政策における外部資源の活用やPDCAサイクルの徹底、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。</p> <p><b>【指標⑤】</b> 地方自治体の教育振興基本計画（教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画）に基づき、エビデンスに基づくPDCAサイクルに関する具体的な取組を実施している割合： ※2018年度：都道府県：40.4%、指定都市：35.0%、市区町村：12.6%[速報値] →2021年度：50%</p> <p><b>【指標⑥】</b> 全国学生調査や大学自らで実施した学生調査の結果をPDCAサイクルに組み込み、教育内容等の改善に向けた取組に活用している大学の割合 ※来年の改革工程表までに現状値を調査→（目標）2022年度：100%</p>	<p>○公立化された大学の地域貢献の実現 ※卒業生の地域内就職率、地域内入学率等の変化を把握して評価</p> <p>○地方自治体の教育振興基本計画（教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画）における、エビデンスに基づくPDCAサイクルに関する取組を盛り込んでいる割合 ※2018年度：都道府県：44.7%、指定都市：35.0%、市区町村：17.5%[速報値] →2021年度：100%</p> <p>○全国学生調査や大学自らで実施した学生調査の結果を評価・検証している大学の割合 ※（目標）2022年度：100%</p>	<p>○今後私立大学から公立化する大学について、見込まれる経営見通しや設立団体の財政負担が見える化 ※2018年中に検討した「見える化」の方策に基づき、2019年以降「見える化」を推進</p> <p>○全国学力・学習状況調査に関するデータの研究者等への貸与件数 ※2017年度：7件（委託研究等による貸与件数）→2021年度：2017年度比3倍増</p> <p>○調査データの二次利用件数 ※2017年度：260件→2021年度：340件</p> <p>○全国学生調査に参加又は大学自らで学生調査を実施している大学の割合 ※（目標）2022年度：100%</p> <p>○中学校卒業段階の英語力CEFR A1相当以上、高校卒業段階の英語力CEFR A2相当以上の割合 ※2018年度：中42.6%、高40.2% →2022年度：50%以上</p>	<p>8. 私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう財政支援等の徹底した見える化、教育成果に応じたメリハリ付け</p> <p>9. ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるPDCAサイクルを確立 ・外国語教育やプログラミング教育をはじめとする、新学習指導要領を契機としたEBPMの加速</p>

# 文教・科学技術 2. イノベーションによる歳出効率化等

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> イノベーション創出による歳出効率化等 ⇒EBPM化を図りながら、官民をあげて研究開発を推進することで、国民の生活の質の向上等に貢献する形で、Society5.0やイノベーション・エコシステムの構築等の実現を目指し、世界最高水準の「イノベーション国家創造」の実現につなげる。</p> <p>【指標①】世界経済フォーラム世界競争力項目別ランキング「イノベーション力」の順位の維持・向上 ※2018年度は第6位 ※評価指標の変更によって、順位が変動する可能性があることに留意が必要</p> <p>【指標②】被引用回数トップ10%論文数の割合の増加 (2014-16年:8.5%→2018-20:10%以上)</p> <p>【指標③】企業等からの大学・公的研究機関への投資額 ※2025年度までに、大学・国立研究開発法人等への民間研究開発投資を3倍増 →「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」による目標値は約3,500億円 (2014年度実績：1,151億円)</p>	<p>○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出 ※大学の特許の実施許諾件数の5割増加(2020年度：年間15,000件)</p>	<p>○大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額 ※大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額(2015年度：21,000件、467億円→2021年度：2015年度比2倍)</p> <p>○SIPにおけるマッチングファンド率 ※2020年度内に実施する中間評価を踏まえ、下記の二つの条件を同時に満たす研究開発サブテーマについて、2021年度、2022年度のマッチングファンド率50%。ただし、大学、国立研究開発法人等公的研究試験機関及びスタートアップ企業において実施する研究開発を除く。</p> <p>a)中間評価時点でTRL(Technology Readiness Level)が5以上のもの、又は、SIP終了時で6以上のもの。 b)国が率先して取り組むべき社会課題解決のための研究開発テーマではなく、専ら民間企業の競争力強化に資するもの。</p> <p>○PRISMIにおける民間からの資金等(人・物・資金)の受入状況 ※民間資金の受入を国費の約4分の1以上。</p> <p>○大型研究施設の産学官共用が推進されるよう、毎年度安定的に利用時間を確保 ※共用システムを構築した研究組織数(2018年度：70→2020年度：100)</p>	<p>10. 国民の生活の質の向上、歳出の効率化を通じた国民負担の軽減に向け、官民を挙げてSDGs等の社会的課題解決に資する研究開発を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)</li> <li>・官民研究開発投資拡大プログラム(PRISM)等</li> </ul> <p>11. 民間投資の誘発効果が高い大型研究施設について官民共同等の新たな仕組みで推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代放射光施設について、官民地域パートナーシップによる役割分担に基づき整備を着実に進め、令和5年度中を目標に施設の運用を開始する。</li> </ul> <p>12. 大型研究施設の整備及び最大限の産学官共用を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型研究施設の産学官共用の促進</li> <li>・大学等の研究設備・機器等の共用</li> </ul>

## 文教・科学技術 2. イノベーションによる歳出効率化等

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 イノベーション創出による歳出効率化等 ⇒EBPM化を図りながら、官民をあげて研究開発を推進することで、国民の生活の質の向上等に貢献する形で、Society5.0やイノベーション・エコシステムの構築等の実現を目指し、世界最高水準の「イノベーション国家創造」の実現につなげる。</p> <p>【指標①】世界経済フォーラム世界競争力項目別ランキング「イノベーション力」の順位の維持・向上 ※2018年度は第6位 ※評価指標の変更によって、順位が変動する可能性があることに留意が必要</p> <p>【指標②】被引用回数トップ10%論文数の割合の増加 (2014-16年:8.5%→2018-20:10%以上)</p> <p>【指標③】企業等からの大学・公的研究機関への投資額 ※2025年度までに、大学・国立研究開発法人等への民間研究開発投資を3倍増 →「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」による目標値は約3,500億円 (2014年度実績：1,151億円)</p>	<p>○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出 ※大学の特許の実施許諾件数の5割増加(2020年度：年間15,000件)</p>	<p>○EBPM化を実現するツールとしての、エビデンスシステムの構築・活用 ○2020年度までに国立大学・研究開発法人内利用の開始を実現</p> <p>○「第5期科学技術基本計画」「統合イノベーション戦略」に沿った科学技術イノベーション政策の着実な実施 ○大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額【再掲】 ※大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額(2015年度：21,000件、467億円→2021年度：2015年度比2倍) ○2020年度までに40歳未満の大学本務教員の数を2013年度から1割増加 ○2020年度までに研究開発型ベンチャー企業の新規上場数(IPO等)を2014年度の水準から倍増 ○ムーンショットの各研究計画においてKPIを設定 ○「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(仮称・2020年1月とりまとめ見込み)を踏まえ2020年度中に設定 ○2021年度中に大学・高専における数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度(リテラシーレベル・応用基礎レベル)の運用開始</p>	<p>13. 科学技術分野においてもエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を含め予算の質の向上を図る</p> <p>14. 政府事業・制度等のイノベーション化の推進</p> <p>15. 経済財政諮問会議と科学技術関連司令塔の連携により、科学技術基本計画の着実な推進を図り、世界最高水準の「イノベーション国家創造」を目指す・経済財政諮問会議とCSTI等の関係司令塔の連携による、第5期科学技術基本計画の着実な推進 (「統合イノベーション戦略」の着実な実施) ・ムーンショット型研究開発制度の創設・推進 ・官民研究開発投資の拡大【2020年度：官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上】 ・業績に応じた処遇の実現と年俸制の導入による若手の活躍促進と人材流動性向上 ・若手研究者への支援の重点化等により、大学等における人的資本を高める ・科学技術・イノベーションの担い手の育成(AI人材等の育成、STEMの推進等) ・産学官連携の活性化に向けた大学・研究開発法人の出資機能の拡大の検討 ・研究力向上に向けた取組(若手研究者への重点支援、新興・融合領域の開拓の強化、グローバルな研究ネットワークの拡充等)</p>

# 文教・科学技術 3. 官民一体となったスポーツ・文化の振興

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 官民一体となったスポーツ・文化の振興 ⇒スポーツ・文化の経済的価値等を活用した財源を将来の投資に活用・好循環させることにより、スポーツ・文化の価値を当該分野の振興のみならず経済・社会の発展に活用する。</p> <p><b>【指標】</b> 企業等から・文化機関・スポーツ機関への投資額 ※2025年の文化とスポーツの市場規模：33兆円</p>	<p>○スポーツツーリズム関連消費額 ※2015年度：約2,204億円 →2021年度：3,800億円</p> <p>○スポーツ市場規模 ※2012年：5.5兆円 →2020年：10兆円、2025年：15兆円</p> <p>○国民の文化活動への寄付活動を行う割合 ※28年度：9.6%→上昇</p> <p>○国立美術館・博物館の寄付金受入額 ※28年度：国立美術館 約8.5億円 国立文化財機構 約7.58.3億円 →増加</p> <p>○文化の市場規模 ※2016年度：8.9兆円 →（目標）2025年までに18兆円（GDP比3%程度）に拡大</p>	<p>○スポーツ参画人口の拡大 ※成人の週1回以上のスポーツ実施率：2017年度51.5%→2021年度65%程度</p> <p>○地域交流拠点としてのスタジアム・アリーナ設置数 ※2017年から2025年までに20拠点 ※スタジアム・アリーナ改革により、民間活力の導入を促し、収益性の向上を図る。</p> <p>○地域スポーツコミッション設置数 ※2016年度：56→2021年度：170</p> <p>○スポーツ目的の訪日外国人旅行者数 ※2015年度：約138万人→2021年度：250万人</p> <p>○大学スポーツアドミニストレーター配置大学数 ※2017年度：17大学→2021年度：100大学</p> <p>○UNIVAS加盟団体数 ※2019年：220団体→2025年：460団体</p> <p>○国立美術館・博物館の自己収入の増加 ※毎年度、前年度実績を上回る</p> <p>○文化施設の入場者数・利用者数の増加 ※26年度：約1.3億人</p> <p>○アート市場規模の拡大 ※2017年：3.6%→2021年：7%</p>	<p>16. 民間資金も活用した官民一体となったスポーツ施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツによる地域活性化の推進</li> <li>・大学スポーツ協会の活動充実等による大学スポーツの振興</li> <li>・スタジアム・アリーナ改革の推進</li> </ul> <p>17. 民間資金を活用した文化施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間資金等による文化財の保存・活用の推進</li> <li>・国立美術館・博物館の自己収入を活用した収蔵品の修理</li> <li>・アート市場の活性化</li> </ul>

## 6-1 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

少子化の進展する中で、教育の質の維持・向上、効率化を図るため、教職員定数の中期見通しを策定するとともに、学校における働き方改革を推進する。また、学校施設の長寿命化、学校事務の共同実施、教育の情報化等について推進する。さらに、国立大学法人運営費交付金の戦略的な配分割合増加等を進めるとともに、私学助成について、教育の質や経営力に応じたメリハリ付けを行う。加えて、教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性のあるPDCAサイクルを確立する。これらにより、OECD・PISA調査等の各種調査における教育水準の維持・向上を目指す。

	取組事項	実施年度			KPI	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
少子化の進展を踏まえた予算の効率化、教育の質の向上	<b>1 教育政策の実証研究を推進するとともに、同実証研究の進展等を踏まえた教職員定数の中期見通しの策定</b> 少子化の進展や厳しい財政状況等の中での教育の質の向上を図るため、教育政策の実証研究を踏まえた予算の裏付けのある公立小中学校の教職員定数の中期見通しを策定する。	教員勤務実態調査や加配教員配置の効果分析等の結果を踏まえ、一定の英語力を有し質の高い小学校英語教育を行う専科指導教員の充実等による学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実に向けた取組や、少人数学校の子供たちが切磋琢磨できる学習環境の整備と小学校高学年の教科担任制の導入を視野に入れた追加調査を実施。 ≪文部科学省、都道府県、市町村≫ 公立小中学校の教職員定数の中期見通しを踏まえた都道府県・指定都市の方針策定計画について把握。 ≪文部科学省、都道府県、市町村≫	調査結果の幅広い研究者による利用可能化のための条件整備及び更なる実証研究の推進。 教育政策に関する実証研究の進展や都道府県・指定都市の動向等を踏まえ、必要に応じ、公立小中学校の教職員定数の中期見通しの改定を検討。	公立小中学校の教職員定数の中期見通しを踏まえた都道府県・指定都市の方針策定計画についてフォローアップ。	○少子化の進展（児童生徒数、学級数の減少等）及び小規模化した学校の規模適正化の動向、学校の課題（いじめ・不登校、校内暴力、外国人児童生徒、障害のある児童生徒、子供の貧困等）に関する客観的なデータ、教育政策に関する実証研究の結果等を踏まえた予算の裏付けのある公立小中学校の教職員定数の中期見通しの策定状況を踏まえた都道府県・政令市の方針策定計画割合 ※2019年度：50.7%→2021年度：100.0%	○業務改善の方針等を策定している都道府県の割合 ※2018年度：91.5%→2021年度：100% ○業務改善状況を定量的に把握している都道府県の割合 ※2018年度：87.2%→2021年度：100% ○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：85%→2021年度：100% ※（市区町村）2018年度：21%→2021年度：50% ○業務改善状況を定量的に把握している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：55%→2021年度：80% ※（市区町村）2018年度：47%→2021年度：70% ○児童生徒の情報活用能力に関する指標を設定 ※データなし、「情報活用能力調査」の実施を踏まえ検討
	<b>2-1 学校における働き方改革</b> 学校における働き方改革に向け、学校事務の共同実施を進めるとともに、英語・プログラミング等の分野での特別免許状教員等の外部人材の拡充、部活動における外部人材や民間機関の活用など学校と地域の連携・協働を進める。	外部人材の活用等によるチームとしての学校の推進 学校事務の共同実施 部活動における外部人材や民間機関の活用	専門スタッフの配置実績等を踏まえ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ等の多様な外部人材の適正配置を推進。 ≪文部科学省、都道府県、市町村≫ 学校事務の共同実施の好事例を全国へ普及・展開するとともに、成果や課題等を自治体と共有。 ≪文部科学省、都道府県、市町村≫ 国のガイドラインを踏まえた運動部活動・文化部活動改革の取組状況に係るフォローアップを行いつつ、好事例を普及し、地域の実情に応じた取組をさらに促進。 ≪文部科学省、都道府県、市町村≫	専門スタッフの配置実績等を踏まえ、更なる適正配置方策を検討。 学校事務の共同実施の実施状況等を踏まえ、必要に応じて支援を行いつつ自治体の取組を推進。	専門スタッフの配置実績等を踏まえ、更なる適正配置を促進。	○特別免許状授与件数※2016年度：延べ1,101件→2021年度：延べ1,600件 ○外国語指導助手（ALT）等の配置状況※2017年度：12,912人（小学校）→2021年度：15,000人（小学校） ○学校事務の共同実施を実施している市町村の割合※2018年度：63.8% →2021年度：75% ○部活動について、部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている市町村の割合※2018年度：59.7% →2021年度：70%



	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
少子化の進展を踏まえた予算の効率化、教育の質の向上	<b>2-2 教育の情報化</b> 教育の情報化に向けて、学校ICT環境整備の抜本的充実を図るとともに、外部人材の活用も含めた学校の指導体制の充実や、デジタル教科書・教材の充実や活用など、学校ICT環境整備と両輪となるソフト面での取組を推進する。	<p>「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に基づき学校ICT環境整備に令和5年度まで継続的に取り組むことも踏まえ、自治体におけるICT環境整備のPDCAサイクルを確立。</p> <p>市町村ごとの整備状況や活用状況等を調査・公表するとともに、自治体におけるICT環境整備に係る計画策定・実施を推進。</p> <p>「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に基づき、義務教育段階において、令和5年度までに、全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指し、事業を実施する自治体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずることとする。</p> <p>自治体をまたがる共同調達の導入など、安価な環境整備に向けた具体策の提示。</p> <p>デジタル教科書の効果・影響について検証を実施しつつ、学びの充実の観点から最適な制度のあり方について検討を行い、結論を得る。</p> <p>《文部科学省、都道府県、市町村》 実践事例などの情報発信の充実を図るなど、小</p> <p>《文部科学省、都道府県、市町村》 実証事業を通じて、遠隔教育システムの効果的な活用方法の検証や、遠隔教育の効果測定等を行い、その成果を発信。</p> <p>《文部科学省、都道府県、市町村》 中学校における遠隔教育特例校（受信側の教員に相当の教科の免許状を不要とする特例）の実証を進める。</p> <p>《文部科学省、都道府県、市町村》 各教育委員会で高校「情報」の免許状を有する教員の配置等を促進する調査研究を開始。</p> <p>ICT支援員の配置を促すための調査研究を開始するとともに、ICT支援員の配置を促進。</p> <p>《文部科学省、都道府県、市町村》 研修の充実など、学校のICT環境の現状・課題を踏まえた関係者の専門性を高める取組を推進。特別免許状・特別非常勤講師制度の活用による、各学校における積極的な外部人材の活用を促進。</p> <p>《文部科学省、都道府県、市町村》 実証研究の成果を踏まえ、各自治体における統合型校務支援システムの共同調達・共同利用のノウハウ及び効果等の成果を有識者等を活用して発信し、学校現場における業務改善に関する取組を推進。</p> <p>《文部科学省、都道府県、市町村》</p>	<p>PDCAサイクルに基づく評価・検証を踏まえ、必要な施策を講じる。</p> <p>安価な環境整備に向けた具体策に基づく、自治体におけるICT環境整備の推進。</p> <p>継続的な情報発信によって教員研修の質の向上を図るなど、学校におけるプログラミング教育を効果的に実施できるよう促進。</p> <p>実証研究の成果を踏まえ、遠隔教育に関する好事例やノウハウについて、各種会議や有識者等を活用し発信することで、全国における遠隔教育の活用を促進。</p> <p>高校「情報」の免許状を有する教員の配置等を促すためのモデルの開発・周知。</p> <p>調査研究の成果を踏まえ、さらなるICT支援員の配置を促進。</p> <p>有識者等の活用により、自治体における取組状況を把握し、その有効事例を共有するなど、ノウハウ等を発信し、自治体の取組を推進。</p>	<p>結論を踏まえ、必要な措置を講じる。</p> <p>実証結果を踏まえ、成果検証・運用改善を行う。</p>	<p>○学習者用コンピュータの整備状況 ※2023年度：義務教育段階の児童生徒1人に1台（※2019年3月：公立小学校6.1人に1台、公立中学校5.2人に1台）</p> <p>○自治体が定める学校教育の情報化に関する計画においてデジタル教科書等の導入の方針について定めている割合 ※データなし、今後調査 →2022年度：100%</p> <p>○初等中等教育段階において、遠隔教育を実施したいが、できていない学校の割合 ※データなし、今年度中に調査 →2023年度：0%</p> <p>○ICT支援員の活用状況 ※データ集計中→2022年度：4校に1人程度</p> <p>○統合型校務支援システムの導入率 ※2018年3月：52.5% →2022年度：100%</p>	<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県の割合 ※2018年度：91.5%→2021年度：100%</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県の割合 ※2018年度：87.2%→2021年度：100%</p> <p>○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：85%→2021年度：100% ※（市区町村）2018年度：21%→2021年度：50%</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：55%→2021年度：80% ※（市区町村）2018年度：47%→2021年度：70%</p> <p>○児童生徒の情報活用能力に関する指標を設定 ※データなし、「情報活用能力調査」の実施を踏まえ検討</p>
	<p>学校ICT環境の整備</p> <p>情報活用能力の育成</p> <p>遠隔教育の推進</p> <p>学校の指導体制等の充実</p> <p>ICT活用による校務改善等</p>					

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
少 子 化 の 進 展 を 踏 ま え た 予 算 の 効 率 化 、 教 育 の 質 の 向 上	<b>3 学校規模適正化・適正配置、学校施設の統合、廃校施設の活用促進</b> 学校施設について先進・優良事例の横展開を含め長寿命化に向けた施設計画策定や学校統合、廃校施設の活用促進に一体的に取り組む。 [ 統合による魅力ある学校づくり等を推進するため、学校の規模適正化・適正配置を促進 ] [ 各自治体における公立学校施設の長寿命化に向けた施設計画の策定 ] [ 廃校施設の活用促進 ]	調査結果等を踏まえた、各自治体における学校の適正規模・適正配置に係る取組を推進。 ≪文部科学省、都道府県、市町村≫  学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）に関する解説書を周知するとともに、事業採択にあたっては2019年度から計画策定状況を勘案することにより、各自治体における長寿命化計画の策定及び計画に基づく施設整備の推進を促す。 ≪文部科学省、都道府県、市町村≫  現状の進捗を把握するための調査を実施し、その結果等を踏まえ、各自治体における廃校の更なる活用促進を図る。 ≪文部科学省、都道府県、市町村≫	引き続き各自治体の取組を推進しつつ、進捗を把握するための調査を実施。  各自治体における長寿命化計画の策定率100%を達成し、計画に基づく施設整備の推進を促す。	調査結果等を踏まえた、各自治体における学校の適正規模・適正配置に係る取組を推進。  各自治体における長寿命化計画に基づく施設整備の推進を促す。	○学校の小規模化について対策の検討に着手している自治体の割合 ※2016年度：58% →2021年度：100% ○学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）を策定している自治体の割合※2017年4月：4%→2021年4月：100% ○廃校施設のうち、活用の用途が決まっていないものの割合※2016年5月：21.2% →2021年度：18%	○業務改善の方針等を策定している都道府県の割合 ※2018年度：91.5%→2021年度：100% ○業務改善状況を定量的に把握している都道府県の割合 ※2018年度：87.2%→2021年度：100% ○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：85% →2021年度：100% ※（市区町村）2018年度：21%→2021年度：50% ○業務改善状況を定量的に把握している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：55% →2021年度：80% ※（市区町村）2018年度：47%→2021年度：70% ○児童生徒の情報活用能力に関する指標を設定 ※データなし、「情報活用能力調査」の実施を踏まえ検討
	<b>4 地域社会との連携をはじめとした、高等学校教育改革のPDCAサイクルと「見える化」の推進</b> 地域振興の核としての高等学校の機能強化 地方から大都市圏への人口移動の大宗を占める大学進学や就職をする若者の動きに歯止めをかけるため、地方自治体・大学・高等学校・地元産業界等の連携を強化することで、地域人材の育成・還流を図る仕組み（地域人材エコシステム）を構築する。	2019年度の取組を継続し、新たに取り組もうとする自治体への地域課題解決に係る学習プログラムの構築支援。 ≪文部科学省、都道府県、市町村≫	全国各地で地域との協働による高等学校教育改革を促進。	○高等学校のコミュニティ・スクールを導入している都道府県の割合（具体的な導入計画がある都道府県も含む） ※2018年度：44.7%→2021年度：100% ○公立高等学校において、地域課題に係る学習の取組の推進方針を教育振興基本計画の中に位置づけている設置者の割合 ※現状値データなし、今年度中に調査→2024年度：100%	○児童生徒の情報活用能力に関する指標を設定 ※データなし、「情報活用能力調査」の実施を踏まえ検討	

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
少子化の進展を踏まえた予算の効率化、	<p>5-1 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援についてメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し</p> <p>教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係の整理</p> <p>教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善。国立大学法人運営費交付金等について、PDCAの確立、学内配分や用途等の「見える化」、戦略的な配分割合の増加</p> <p>大学の連携・統合等、外部人材の理事登用促進による大学の経営力強化</p>	<p>外部資金獲得実績や若手研究者比率、運営費交付金等コストあたり質の高い論文数など、成果に係る客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、これに基づき配分。</p> <p>教育研究や学問分野ごとの特性を反映した教育研究の成果に係る客観・共通指標及び評価を適用。</p> <p>成果に係る指標による配分対象割合・再配分率を順次拡大。</p> <p>《文部科学省》</p>	<p>各私立大学における運用改善の活用に係る実施状況に係る状況の調査を実施。</p>	<p>運用の改善の活用を含め連携統合の事例等を収集し、各私立大学に周知。</p>	<p>○「評価による無用な負担が軽減された」と回答した大学の割合（目標）2022年度：80%</p> <p>※認証評価の制度改正は関係審議会の審議を経て行われる予定のため、制度改正後に現状値を調査</p> <p>○運営費交付金のうち、外部資金の獲得状況や質の高い論文数の増加と影響の把握・評価。</p> <p>○学部・研究科別のセグメント毎の予算管理を実施している大学数、これに基づき、教育・研究成果を評価した上で学内予算配分を行う大学数 ※（目標）2021年：すべての国立大学</p>	<p>○国立大学法人における寄附金受入額の増加 ※2014年度：約729億円→2020年度：2014年度比1.3倍</p> <p>○若手研究者比率の増加 ※40歳未満の大学本務教員割合を3割以上</p> <p>○我が国の大学の研究生産性（インプットに対する論文数等）の向上</p> <p>※運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数について、重点支援③16大学の加重平均が前年度の割合より増加(2019年度：コストあたりTOP10%論文数の16大学の加重平均：1億円あたり約1.2本→毎年度：前年度実績を上回る)</p>
教育の質の向上	<p>5-2 国立大学改革の加速のための枠組みの構築</p> <p>世界トップレベルの教育研究を推進するためのガバナンスの在り方を構築するとともに、経営基盤を強化するための方策を策定する。</p>	<p>有識者会議において、国立大学改革(余裕金の共同運用の仕組み及び留学生対象授業料に係る規制の制度改正を含む。)のための事項のとりまとめ。</p> <p>《文部科学省》</p>	<p>有識者会議のとりまとめも踏まえ、国立大学は、第4期中期目標・中期計画策定に着手。</p> <p>・余裕金の共同運用の仕組みを創設予定。</p> <p>・留学生対象授業料に係る規制の制度改正を実施予定。</p>	<p>国立大学法人の第4期中期目標・中期計画により実施。</p> <p>・制度改正の活用も含め各国立大学に周知・推進。</p>	<p>○国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討を行う有識者会議の議論を踏まえ第4期中期目標・中期計画策定までにKPIを設定</p>	<p>○国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討を行う有識者会議の議論を踏まえ、第4期中期目標・中期計画策定までにKPIを設定</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
少子化の進展を踏まえた予算の効率化、教育の質の向上	<p>6 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化</p> <p>大学への財政支援について、改革の取組や教育成果に応じてメリハリ付けを強化し、頑張る大学の取組を後押しする。国立大学法人運営費交付金等について、P D C Aの確立、学内配分や使途等の「見える化」、戦略的な配分割合の増加を進めるとともに、私学助成について、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化を図る。</p>	<p>メリハリある配分方法への見直し（定員未充足に対する調整係数の強化及び教育の質に係る客観的指標導入、特別補助の交付要件見直し等の配分見直しを導入）。</p> <p>《文部科学省》</p>	<p>私学助成に係る調査研究結果や私学助成の配分の実態等を踏まえ、教育の質保証や経営力強化に向けたメリハリある配分を引き続き検討。</p>	<p>○一般補助における教育の質に応じたメリハリの強化の状況 ※2018年度予算：▲2%～+2% ○赤字経営、定員割れ大学への減額ルールの設定・実施の効果 ※入学定員充足率90%未満の私立大学の割合（2017年度：26.3%→2020年度：半減） ※情報の公表状況により私学助成の減額となる大学数（2017年度：36校→2020年度：半減）</p>	<p>○定員充足率80%未満で赤字経営となっている大学について①学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を下回る水準へ引き下げ ※2017年度全大学平均：157千円 ⇒154千円（2018年度） ②学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を上回る大学数の減少</p>	
	<p>7 学生への就学支援の重点的・効率的な実施</p> <p>学生への就学支援においては、教育の質が保証され、社会のニーズがある大学等を対象に、支援が必要な学生に適切な支援を重点的・効率的に行う。</p>	<p>○大学等での勉学が就職や起業等の職業に結びつき、支援対象学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることを目指し、高等教育の修学支援新制度を実施。 《文部科学省》</p>	<p>○支援対象学生の学びの状況を把握するなど、高等教育の修学支援新制度を引き続き実施。</p>	<p>○教育の質を担保するための、高等教育の修学支援新制度の支援対象機関に係る具体的・統一的要件（シラバス、G P A（平均成績）等）の設定・適用状況 ○経営困難な大学等及び専門学校についての高等教育の修学支援新制度の支援対象機関としない条件の設定・適用状況 ※2019年度に機関要件を設定し、2019年度以降継続して適用</p>	<p>○高等教育の修学支援新制度の支援対象学生のG P A（平均成績）、就職・進学率の状況 ※高等教育の修学支援新制度は2020年度から実施予定のため、制度実施後に現状値を調査の上、目標値を設定</p>	

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
少子化の進展を踏まえた予算の効率化、教育の質の向上	<p>8 私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう財政支援等の徹底した見える化、教育成果に応じたメリハリ付け</p> <p>私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう、財政支援等の徹底した見える化、教育成果に応じたメリハリ付けに向け、文科省、総務省が地方自治体との連携を強化する。</p>	<p>財政支援等の徹底した見える化、教育成果に応じたメリハリ付けに向け、地方自治体との連携を強化し、2018年に策定した「見える化」の方策に基づき、①これまでの公立化事例の財政上の影響分析や公立化の効果の「見える化」、②公立化に際しての当該大学の経営の現状・見通し、財政負担の見通しを把握の上の「見える化」、を推進。</p> <p>《文部科学省、総務省、都道府県、市町村》</p>	<p>財政支援等の徹底した見える化、教育成果に応じたメリハリ付けに向け、地方自治体との連携を一層強化し、「見える化」を一層推進。</p>	<p>○今後私立大学から公立化する大学について、見込まれる経営見通しや設立団体の財政負担を見える化 ※2018年に策定した「見える化」の方策に基づき、2019年以降「見える化」を推進</p>	<p>○公立化された大学の地域貢献の実現 ※卒業生の地域内就職率、地域内入学率等の変化を把握して評価</p>	
	<p>9 ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるPDCAサイクルを確立</p> <p>「第3期教育振興基本計画」に基づき、幼児教育から高等教育、社会人教育までライフステージを通じた教育政策全体について、国・都道府県・市町村それぞれの権限を踏まえつつエビデンスに基づく実効性のあるPDCAサイクルを確立する。文部科学省及び地方自治体においては、コストや成果を含む関連データの徹底的な見える化、全国学力・学習状況調査など自治体所有データの幅広い研究者による利用の円滑化を進める。文部科学省においては、関係府省と連携しつつ、教育政策全般にわたる実証研究の設計や分析結果の検証を行う体制の構築、ロジックモデルの構築による政策目標と施策との関係の合理的設計等を進めるほか、国のみならず地方自治体の教育政策におけるPDCAサイクルの構築を推進するため、地方自治体や研究機関等のコンソーシアムの構築等を進める。 客観的な証拠の開発に向け、大学生を対象とした調査を実施する。</p> <p>〔外国語教育やプログラミング教育をはじめとする、新学習指導要領を契機としたEBPMの加速〕</p>	<p>ロジックモデルの構築による政策目標と施策との関係の合理的設計等を進め、第3期教育振興基本計画のフォローアップ手法を確立。</p> <p>《文部科学省》</p> <p>データの収集に向けて、広く活用できる統一学校コードを設定し、それを踏まえて、データ構造等の見直しを進める。</p> <p>《文部科学省》</p> <p>全国学力・学習状況調査に関するデータ貸与について、貸与対象データを拡充し、改善したガイドラインに則りデータ貸与を促進。</p> <p>《文部科学省》</p> <p>地方自治体におけるPDCAサイクルの構築に向けて、地方自治体や研究機関等のコンソーシアム等を通じて、国や地方自治体における好事例や研修等の具体的な取組事例の共有・意見交換を進め、課題整理や全国への普及・展開を図ることにより、国及び都道府県と市町村、教育委員会と首長部局の連携の下に、地方公共団体の取組を推進。</p> <p>《文部科学省、都道府県、市町村》</p> <p>全国学生調査（試行実施）（第1回）の評価・検証、第2回試行調査の検討・実施。</p> <p>《文部科学省》</p> <p>新しい小学校学習指導要領（小3からの外国語活動、小5からの外国語科（教科））の全面実施を踏まえ、自治体ごとの生徒の英語力に関する目標の達成状況や指導法の改善状況等について調査、分析を実施。特に、どのような取組が生徒の英語力向上に寄与しているか分析を行う。</p> <p>プログラミング教育により育成される資質・能力も含めた児童生徒の「情報活用能力」を把握する「情報活用能力調査」を2021年度に実施するための準備を推進。</p> <p>《文部科学省、都道府県、市町村》</p>	<p>第3期教育振興基本計画のフォローアップの実施を通じて、教育政策の評価・改善を進めるなど、実効性あるPDCAサイクルを構築。</p> <p>第4期教育振興基本計画（2023年度～）への活用等を目指し、文部科学省実施調査や教育関連データのデータベースの構築・整備。</p> <p>地方公共団体における取組状況を把握しつつ、コンソーシアムでの取組をはじめとする国の取組の情報提供など必要に応じた支援を行い、地方公共団体の取組を一層推進。</p> <p>全国学生調査の本格実施へ向けた検討。</p> <p>自治体における取組状況を把握しつつ、有効事例等の共有など、自治体の取組を一層推進。</p> <p>2021年度「情報活用能力調査」の取りまとめを行い、児童・生徒の情報活用能力を把握し、今後の施策に活用。</p> <p>調査の分析結果を自治体や英語教育関係者に共有。</p> <p>「情報活用能力調査」の実施。</p>	<p>○全国学力・学習状況調査に関するデータの研究者等への貸与件数 ※2017年度：7件（委託研究等による貸与件数） →2021年度：2017年度比3倍増 ○調査データの二次利用件数 ※2017年度：260件→2021年度：340件</p> <p>○全国学生調査に参加又は大学自らで学生調査を実施している大学の割合 ※来年の改革工程表までに現状値を調査→（目標） 2022年度：100%</p> <p>○中学校卒業段階の英語力CEFR A1相当以上、高校卒業段階の英語力CEFR A2相当以上の割合 ※2018年度：中42.6%、高40.2%→2022年度：50%以上</p>	<p>○地方自治体の教育振興基本計画（教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画）における、エビデンスに基づくPDCAサイクルに関する取組を盛り込んでいる割合 ※2018年度：都道府県：44.7%、指定都市：35.0%、市区町村：17.5%[速報値] →2021年度：100%</p> <p>○全国学生調査や大学自らで実施した学生調査の結果を評価・検証している大学の割合 ※（目標）2022年度：100%</p>	

## 6-2 イノベーション創出による歳出効率化等

世界最高水準の「イノベーション国家創造」に向けた官民研究開発投資の拡大を目指すため、予算を効果的に執行する観点から大型研究施設の最大限の産官学共用を図るとともに、民間投資の誘発効果が高い大型研究施設については、官民共同研究等の新たな仕組みで推進する。さらに、科学技術分野においても、予算のエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を進め、予算の質の向上を図る。こうした取組等を通じて、我が国のイノベーション創出の推進を目標とする。

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
		第5期科学技術基本計画期間 (2016年度～2020年度)	第6期科学技術基本計画期間			
イノベーション創出による歳出効率化等	<b>10 国民の生活の質の向上、歳出効率化を通じた国民負担の軽減に向け、官民を挙げてSDGs等の社会的課題解決に資する研究開発を推進</b> 国民の生活の質の向上、歳出効率化を通じた国民負担の軽減に向け、官民を挙げてSDGs等の社会的課題解決等に資する研究開発を推進する。 〔 戦略的イノベーション創造プログラム (S I P) 〕 〔 官民研究開発投資拡大プログラム (P R I S M) 〕	S I P第2期(2018年度～2022年度)については、総合科学技術・イノベーション会議が、社会的に不可欠で我が国の経済・産業競争力にとって重要な課題、予算配分等をトップダウンで決定。府省連携・産学官連携の下、基礎研究から社会実装までを見据えて一貫通貫で研究開発を実施。Society 5.0の実現に資する12の課題を引き続き推進。 またSIP第2期では、課題の要件として、マッチングファンドの要素をビルドインすることとしており、SIP運用指針に基づき、各研究テーマを実施するにあたりPD及び内閣府等は民間企業からの人的・物的貢献を求めることとしている。 ※SIPにおけるマッチングファンドとは、SIPの研究開発・実証等に参画する民間企業等の人的・物的貢献を金額的に評価するもの。マッチングファンド率=民間貢献額/(国からの委託費+民間貢献額) SDGsに資する取組みとしては、例えば「国家レジリエンス(防災・減災)の強化」において、気候変動により激甚化する風水害に対する新技術の研究開発としてスーパー台風対策や線状降水帯対策などを実施しており、2020年度以降も社会実装を目指し引き続き推進。 ≪内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)≫ P R I S Mを推進することで、民間研究開発投資誘発効果が高い領域※1等へ各府省庁施策を誘導。 ※1:2019年度は、「AI技術」、「建設・インフラ維持管理技術/防災・減災技術」、「バイオ技術」の3領域 ≪内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)≫	S I P第2期開始後3年目となる2020年度末までに中間評価を実施し、評価結果に応じた研究開発体制及び予算配分等の機動的な見直しを行う予定。  制度創設3年後となる2020年度末までに、中間評価(PRISM制度の目的である民間研究開発投資誘発効果や財政支出の効率化について評価する。)を実施し、評価結果を踏まえて着実に推進。加えて、公的サービスの産業化が期待される分野に向けた誘導の在り方について検討する。	○大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額 ※大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額(2015年度:21,000件、467億円→2021年度:2015年度比2倍) ○SIPにおけるマッチングファンド率 ※2020年度内に実施する中間評価を踏まえ、下記の二つの条件を同時に満たす研究開発サブテーマについて、2021年度、2022年度のマッチングファンド率50%。ただし、大学、国立研究開発法人等公的研究試験機関及びスタートアップ企業において実施する研究開発を除く。 a)中間評価時点でTRL(Technology Readiness Level)が5以上のもの、又は、S I P終了時で6以上のもの。 b)国が率先して取り組むべき社会課題解決のための研究開発テーマではなく、専ら民間企業の競争力強化に資するもの。 ○PRISMにおける民間からの資金等(人・物・資金)の受入状況 ※民間資金の受入を国費の約4分の1以上。	○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出 ※大学の特許の実施許諾件数の5割増加(2020年度:年間15,000件)	
	<b>11 民間投資の誘発効果が高い大型研究施設について官民共同等の新たな仕組みで推進</b> 民間投資の誘発効果が高い大型研究施設について官民共同等の新たな仕組みで推進する。	次世代放射光施設について、官民地域パートナーシップによる役割分担に基づき、整備を着実に進める。 ≪文部科学省、都道府県、市町村≫	2020年度までの施設の整備状況を踏まえつつ、令和5年度中の運用開始を目指し、整備を着実に進める。			

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
		第5期科学技術基本計画期間 (2016年度～2020年度)	第6期科学技術基本計画期間			
イ ノ ベ ー シ ヨ ン 創 出 に よ る 歳 出 効 率 化 等	<b>12 大型研究施設の整備及び最大限の産学官共用を図る</b> 予算を効果的に執行する観点から、研究開発への更なる民間資金の活用、世界の学術フロンティア等を先導する国際的なものを含む大型研究施設の戦略的推進、最大限の産学官共用を図る。 研究設備・機器等の計画的な共用の推進や研究支援体制の整備により、研究の効率化や研究時間の確保を図り、研究	SPring-8やSACL A、スーパーコンピュータ「京」等、我が国が世界に誇る最先端の大型研究施設の整備及び最大限の産学官共用を着実に実施。 ≪文部科学省≫		「富岳」(ポスト京)の2021～2022年共用開始をはじめ、第6期科学技術基本計画に基づき、更なる共用を推進。	○大型研究施設の産学官共用が推進されるよう、毎年度安定的に利用時間を確保 ※共用システムを構築した研究組織数(2018年度:70 →2020年度:100)	○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出 ※大学の特許の実施許諾件数の5割増加(2020年度:年間15,000件)
	( 大型研究施設の産学官共用の促進 )  ( 大学等の研究設備・機器等の共用 )	大学等が有する研究設備・機器等を有効活用するための研究組織内共用システムについて展開し、複数大学、高専、公設試等が連携した研究機器相互利用ネットワークを構築。 ≪文部科学省≫				
	<b>13 科学技術分野においてもエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を含め予算の質の向上を図る</b> 科学技術分野においても、予算のエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を進め、予算の質の向上を図る。	第5期科学技術基本計画レビュー、第6期科学技術基本計画の策定に活用。 ≪内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)≫  エビデンスシステムの国立大学・研究開発法人内での利用を開始。 国立大学・研究開発法人が、他法人と比較した自法人の立ち位置を把握し、エビデンスに基づくマネジメントを通じて経営を改善。 ≪内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)≫			○EBPM化を実現するツールとしての、エビデンスシステムの構築・活用 ○2020年度までに国立大学・研究開発法人内利用の開始を実現	

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
		第5期科学技術基本計画期間 (2016年度～2020年度)	第6期科学技術基本計画期間			
イノベーション創出による歳出効率化等	14 政府事業・制度等のイノベーション化の推進 政府事業・制度等のイノベーション化を進める。	<p>府省庁協力の下で、以下のような取り組みを通じて政府事業・制度等のイノベーション化を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イノベーション化の促進に向けて、科学技術イノベーションを導入する余地がありそうな事業を所管する省に対し、その具体例を示しつつイノベーション化の検討を提案。</li> <li>・先進技術の国内外での社会実装等を促進するため、イノベーションに係る情報の集約・分析等に係る調査を実施。</li> <li>・各府省庁は先駆的取組の取り込み等を進めるとともにCSTIと連携し、更なるイノベーション化を推進。</li> </ul> <p>日本版S B I R制度について、関係府省庁が連携し、政府調達を活用を含めた事業化支援の推進等を図るための、制度の見直しを検討。</p> <p>《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p>	<p>第6期科学技術基本計画を踏まえ、必要に応じて取組内容を見直し。</p>	→	<p>○「第5期科学技術基本計画」 「統合イノベーション戦略」に沿った科学技術イノベーション政策の着実な実施</p> <p>○大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額【再掲】</p> <p>※大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額（2015年度：21,000件、467億円→2021年度：2015年度比2倍）</p> <p>○2020年度までに40歳未満の大学本務教員の数を2013年度から1割増加</p> <p>○2020年度までに研究開発型ベンチャー企業の新規上場数（IPO等）を2014年度の水準から倍増</p>	<p>○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出</p> <p>※大学の特許の実実施許諾件数の5割増加（2020年度：年間15,000件）</p>



	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
		第5期科学技術基本計画期間 (2016年度～2020年度)	第6期科学技術基本計画期間			
イノベーション創出による歳出効率化等	<p>15 経済財政諮問会議と科学技術関連司令塔の連携強化により、科学技術基本計画の着実な推進を図り、世界最高水準の「イノベーション国家創造」を目指す</p> <p>世界最高水準の「イノベーション国家創造」に向けて、官民研究開発投資の拡大を目指す。「Society 5.0」の実現、イノベーション・エコシステムの構築に向けて、「第5期科学技術基本計画」及び「統合イノベーション戦略」に基づき、官民を挙げて研究開発を推進する。未来の科学技術・イノベーションの担い手の教育に当たっては、STEM、プログラミング、英語について世界トップレベルの学力の獲得を目指す。特に、STEMについては、人材育成や教員養成・確保を図るとともに、このための戦略を定め、目標を明らかにし、工程化して進める。</p> <p>〔経済財政諮問会議とCSTI等の関係司令塔の連携による、第5期科学技術基本計画の着実な推進（「統合イノベーション戦略」の着実な実施）〕</p> <p>〔ムーンショット型研究開発制度の創設・推進〕</p> <p>〔官民研究開発投資の拡大【2020年度：官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上】〕</p> <p>〔業績に応じた処遇の実現と年俸制の導入による若手の活躍促進と人材流動性向上〕</p>	<p>「第6期科学技術基本計画」の策定。 《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p> <p>Society 5.0の実現に向け統合イノベーション戦略推進会議等を通じ、関係省庁・司令塔組織の横断的かつ実質的な調整を推進。「統合イノベーション戦略2020（仮称）」の策定。 《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p> <p>各ムーンショット目標ごとに複数のPMを採択し、プログラムを開始。 《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p>	<p>「第6期科学技術基本計画」に基づく施策の推進。</p> <p>「統合イノベーション戦略2021（仮称）」の策定。</p> <p>戦略協議会で、各プログラムの進捗状況を確認しプログラムが推進するように助言。</p>	<p>○「第5期科学技術基本計画」「統合イノベーション戦略」に沿った科学技術イノベーション政策の着実な実施 ○大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額【再掲】 ※大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額（2015年度：21,000件、467億円→2021年度：2015年度比2倍） ○2020年度までに40歳未満の大学本務教員の数を2013年度から1割増加 ○2020年度までに研究開発型ベンチャー企業の新規上場数（IPO等）を2014年度の水準から倍増</p> <p>各プログラムの研究計画において、KPIを設定する</p>	<p>○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出 ※大学の特許の実実施許諾件数の5割増加（2020年度：年間15,000件）</p>	

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
イノベーション創出による歳出効率化等	<p>研究力の向上に向けた取組 (若手研究者への重点支援、新興・融合領域の開拓の強化、グローバルな研究ネットワークの拡充等)</p> <p>若手研究者への支援の重点化等により、大学等における人的資本を高める</p> <p>科学技術・イノベーションの担い手の育成 (AI人材等の育成、STEMの推進等)</p> <p>産学官連携の活性化に向けた大学・研究開発法人の出資機能の拡大の検討</p>	<p>「研究力向上改革2019」の着実な推進。 《文部科学省》</p> <p>「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(仮称)を第6期科学技術基本計画や統合イノベーション戦略等にも反映し若手研究者を支援。 《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p> <p>「AI戦略」に基づく人材育成の取組を推進。 大学・高専における数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度(リテラシーレベル)の構築・運用。 《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p> <p>「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」等関連法令を必要に応じて改正。 《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p>	<p>大学・高専における数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度(応用基礎レベル)の構築・運用。</p>	<p>→</p>	<p>「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(仮称・2020年1月とりまとめ見込み)を踏まえ2020年度中に設定</p> <p>○2021年度中に大学・高専における数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度(リテラシーレベル・応用基礎レベル)の運用開始</p>	<p>○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出 ※大学の特許の実実施許諾件数の5割増加(2020年度:年間15,000件)</p>

## 6-3 官民一体となったスポーツ・文化の振興

スポーツ市場、文化産業の経済規模(文化GDP)の拡大を図るため、官民一体となったスポーツ・文化の振興を推進する。このため、スタジアムアリーナ改革の推進など、民間資金も活用したスポーツ施策を推進するとともに、民間資金による文化財の保護・活用を推進する。これらにより、2025年度の文化産業とスポーツを合わせ

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
官民一体となったスポーツ・文化の振興	<p>16 民間資金も活用した官民一体となったスポーツ施策の推進</p> <p>受益者負担にも配慮しつつ、文化財収入、スタジアム・アリーナ収入などを増加させる方策を検討し、これら収入により確保した財源を、将来必要となる投資等に有効活用するとともに、PDCAを構築し、しっかり評価する。スタジアム・アリーナ改革等を通じたスポーツの成長産業化、大学スポーツ協会の活動充実等による大学スポーツの振興、武道・スポーツツーリズムをはじめとするスポーツを核とした地域活性化など、スポーツ全般にわたって民間資金の活用を推進する。</p> <p>〔スポーツによる地域活性化の推進〕</p> <p>〔大学横断・競技横断的統括組織の設立等を通じた大学スポーツの振興〕</p> <p>〔スタジアム・アリーナ改革の推進〕</p>	<p>官民が連携したプロモーション展開、有用情報の集約・拡散、地域連携の促進等の実施。地域スポーツコミッション※2を展開。 ※2：地方公共団体、スポーツ団体、民間企業等が一体となり、地域活性化に取り組む組織</p> <p>学生の学業充実や安全に競技スポーツを実践するための基盤的環境の整備に取り組む一般社団法人大学スポーツ協会（略称：UNIVAS）の取組みを着実に実施。 《文部科学省》</p> <p>官民連携のポイント等をまとめた「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック」、基本構想・基本計画段階における望ましい検討手順を示した「スタジアム・アリーナ運営・管理計画ガイドライン」の普及。先進事例の形成。 《文部科学省》</p> <p>スタジアム等の地域にもたらす効果の検証手法について検討。 《文部科学省》</p>	<p>地域活性化に向けた各種施策を着実に実施。実施した施策の結果を踏まえ、課題の抽出、解決策を検討。 地域スポーツコミッションについても、それまでの取組や社会的なニーズを踏まえ施策を展開。</p> <p>UNIVASの取組が着実に実施されるよう支援。</p> <p>ガイドブック等の他の地域への普及。先進事例の拡大。</p> <p>スタジアム等の効果検証手法の普及。</p>	<p>KPIの達成状況を確認し、新たな目標を設定。 地域活性化に向けた各種施策を着実に実施。実施した施策の結果を踏まえ、課題の抽出、解決策を検討。 地域スポーツコミッションについても、それまでの取組や社会的なニーズを踏まえ施策を展開。 UNIVASの取組が着実に実施されるよう引き続き支援。</p> <p>ガイドブック等の他の地域への普及。先進事例の拡大及びKPI対象施設の選定。</p> <p>スタジアム等の効果検証手法の普及。</p>	<p>○スポーツ参画人口の拡大 ※成人の週1回以上のスポーツ実施率：2017年度51.5%→2021年度65%程度 ○地域交流拠点としてのスタジアム・アリーナ設置数 ※2017年から2025年までに20拠点 ※スタジアム・アリーナ改革により、民間活力の導入を促し、収益性の向上を図る。 ○地域スポーツコミッション設置数 ※2016年度：56→2021年度：170 ○スポーツ目的の訪日外国人旅行者数 ※2015年度：約138万人→2021年度：250万人 ○大学スポーツアドミニストレーター配置大学数 ※2017年度：17大学→2021年度：100大学 ○UNIVAS加盟団体数 ※2019年：220団体→2025年：460団体</p>	<p>○スポーツツーリズム関連消費額 ※2015年度：約2,204億円→2021年度：3,800億円 ○スポーツ市場規模 ※2012年：5.5兆円→2020年：10兆円、2025年：15兆円</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
官 民 一 体 と な っ た ス ポ ー ツ ・ 文 化 の 振 興	<p>17 民間資金を活用した文化施策の推進</p> <p>受益者負担や地域の特性にも配慮しつつ、文化財収入、スタジアム・アリーナ収入などを増加させる方策を検討し、これら収入により確保した財源を、将来必要となる投資等に有効活用するとともに、PDCAを構築し、しっかり評価する。</p> <p>〔民間資金等による文化財の保存・活用の推進〕</p> <p>〔国立美術館・博物館の自己収入を活用した収蔵品の修理〕</p> <p>〔アート市場の活性化〕</p>	<p>文化財所有者等が、必要に応じて有識者の知見も活用しつつ、民間企業の先端技術を駆使した民間資金による文化財活用方策を検討・実施。</p> <p>《文部科学省》</p> <p>国立美術館や博物館は、経営努力として認定された自己収入により、収蔵品の修理、多言語化や外国人向けコンテンツの充実を図る。</p> <p>《文部科学省》</p> <p>アート市場の活性化に向けた民間資金の活用方策を検討。</p> <p>《文部科学省》</p>	<p>国立博物館・美術館における取組を参考にしながら、公立などの博物館美術館の自立した取組を、地域の特性を踏まえつつ促進。</p> <p>前年度までの取組状況を踏まえ、具体的取組を検討、実施。</p>	<p>好事例の発信により、公立などの博物館・美術館の自立した取組を引き続き促進。</p>	<p>○国立美術館・博物館の自己収入の増加 ※毎年度、前年度実績を上回る</p> <p>○文化施設の入場者数・利用者数の増加 ※26年度：約1.3億人</p> <p>○アート市場規模の拡大 ※2017年：3.6%→2021年：7%</p>	<p>○国民の文化活動への寄付活動を行う割合 ※28年度：9.6%→上昇</p> <p>○国立美術館・博物館の寄付金受入額 ※28年度：国立美術館 約8.5億円、国立文化財機構 約7.5億円→増加</p> <p>○文化の市場規模 ※2016年度：8.9兆円→（目標）2025年までに、18兆円（GDP比3%程度）に拡大</p>

## 7. 歳出改革等に向けた取組の加速・拡大

## 7-1 先進・優良事例の横展開（含む業務イノベーション）

ボトムアップ改革を進めるため、先進的な分野について各省が実施しているモデル事業について、歳出効率化効果・経済効果等を定量的に把握し、評価・公表するとともに、効果が高いものについて、所管省庁が責任を持って戦略的に全国展開を進め、その状況をフォローアップする。地方自治体が実施するモデル事業も同様に効果の把握・評価・公表・横展開を促進する。  
また、必要な公的サービスの質を維持しつつ効率化を図るため、技術革新の成果を行政サービス、行政事務のあらゆる分野に取り入れる。

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
ノ 先 進 ・ シ 優 良 事 例 の 横 展 開 （ 含 む 業 務 イ ノ ベ ー シ ョ ン ）	《 社会保障分野 》					
	1	糖尿病等の生活習慣病や慢性腎臓病の予防の推進（社保-2）				
	2	認知症予防の推進及び認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供（社保-3）				
	3	企業による保険者との連携を通じた健康経営の促進（社保-18）				
	4	保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等（社保-19）				
	5	元気で働く意欲のある高齢者を介護・保育等の専門職の周辺業務において育成・雇用する取組を全国に展開（社保-24）				
	6	在宅看取りの好事例の横展開（社保-27）				
	7	国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進（法定外繰入の解消等）（社保-33 ii）				

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
ノ 先 進 シ ョ ン 事 例 の 横 展 開 （ 含 む 業 務 イ	8	《社会資本整備分野》				
	8	効率的・効果的な老朽化対策の推進（社資-6）				
	9	総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開（社資-9）				
	10	立地適正化計画の作成・実施の促進（社資-14）				
		《地方行財政改革・分野横断的な取組等》				
	11	水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含めた持続的経営を確保するための取組、先行事例の歳出効率化や収支等への効果の公表、多様なPPP/PFIの導入を促進（地財-4）				
	12	中核的な都市や都道府県による自治体間連携・補完の推進等（地財-15）				
13	ICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、業務手法の標準化・コスト縮減を進める（次世代-11）					

## 7-2 インセンティブ改革（頑張る系等）

国民、企業、地方公共団体等が自ら無駄をなくし、公共サービスの質の向上に取り組むよう働きかけるため、改革努力、先進性や目標の達成度等の取組の成果

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
インセンティブ改革（頑張る系等）	《社会保障分野》					
	14	予防・健康づくりに頑張ったものが報われる制度の整備（社保-6）				
	15	インセンティブの活用を含め介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防等を市町村が一体的に実施する仕組みの検討（社保-7）				
	16	保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等（社保-19）				
	17	第8期介護保険事業計画期間における調整交付金の活用方策の検討（社保-36）				
	18	国保の普通調整交付金について見直しを検討（社保-45）				
	《社会資本整備等》					
	19	PPP/PFI推進アクションプランの推進（社資-10）				
	20	優先的検討規程の策定・運用（社資-11）				
	21	PPP/PFI推進のための地方公共団体への支援（社資-12）				
	《地方行財政改革・分野横断的な取組等》					
	22	地方交付税（まち・ひと・しごと創生事業費）について改革努力等に応じた配分の強化を検討（地財-20）				
《文教・科学技術等》						
23	私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化（文教-6）					



	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
インセンティブ改革（頑張る系等）	<<歳出改革等に向けた取組の加速・拡大（本文）>>					
	24 多様・包括的な公民連携（PPP）の推進、インセンティブの導入  多様・包括的な公民連携（PPP）を推進し、サービスの質と効率性を高めるとともに、成功報酬型を含め、地方自治体を取組を促すインセンティブを導入する。  成果連動型インセンティブをはじめとする民間資金・ノウハウを引き出す公契約・普及方策の検討	アクションプラン（2019年度策定予定）に基づき重点3分野（医療・健康、介護、再犯防止）を中心に成果連動型民間委託契約方式の普及を促進する。  <<内閣府、法務省、厚生労働省、経済産業省>>			○成果連動型民間委託契約方式の普及に向けたセミナー等に参加した自治体数	○重点3分野での成果連動型民間委託契約方式の実施自治体数

## 7-3 見える化

地方自治体や住民が自ら課題を発見し解決・向上につなげていくため、費用対効果や取組状況等について、地域間や保険者間での比較、差異の要因分解を行うなど見える化し、改革努力の目標としても活用する。

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
見える化	25	<< 社会保障分野 >> 地域別の取組や成果について進捗管理・見える化、進捗の遅れている地域の要因を分析、保険者機能の一層の強化を含め更なる対応の検討（社保-33 i）				
	26	国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進（法定外繰入の解消等）（社保-33 ii）				
	27	介護保険制度における財政的インセンティブの評価指標による評価結果の公表及び取組状況の「見える化」や改善の推進（社保-35）				
		<< 社会資本整備等 >>				
	28	インフラデータの有効活用（i-Constructionの推進）（社資-2）				
	29	総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開（社資-9）				
	30	立地適正化計画の作成・実施の促進（社資-14）				
	31	既存ストックの有効活用（社資-17）				
		<< 地方行財政改革・分野横断的な取組等 >>				
	32	地方財政計画の一般行政経費と対応関係にある地方単独事業について定量的なデータで実態を把握（地財-8）				
	33	地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針について統一的な様式での公表（地財-9）				
	34	統一的な基準による地方公会計（地財-10）				
	35	国庫支出金のパフォーマンス指標の設定・見える化（地財-12）				
	36	経済・財政と暮らしの指標・見える化データベース（地財-13）				
37	地域運営組織の推進について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる（地財-21）					

	取組事項	実施年度			K P I		
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層	
見える化	<< 文教・科学技術等 >> 38 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援についてメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し（文教-5）						
	39 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化（文教-6）						
	40 私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう財政支援等の徹底した見える化、教育成果に応じたメリハリ付け（文教-8）						
	41 ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるPDCAサイクルを確立（文教-9）						
	42 科学技術分野においてもエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を含め予算の質の向上を図る（文教-13）						
	<< 歳出改革等に向けた取組の加速・拡大（本文） >> 43 客観的データに基づくPDCAサイクルとEBPMを確立	各分野において、標準化された包括的プラットフォームの構築を進めることなどにより、客観的データに基づくPDCAサイクルとEBPMを確立する。	統計改革推進会議最終取りまとめ、世界最先端！T国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画、骨太の方針2017・2018・2019等を踏まえ、各府省の政策立案総括審議官等が各組織におけるEBPM推進の取組を主導するとともに、これらから成るEBPM推進委員会を府省連携の推進の要として、政府全体のEBPMの浸透・定着を図る。  << 内閣官房行政改革推進本部事務局 >>			○行政改革推進本部事務局による各府省のEBPMの推進に対する支援の状況 （相談・助言対応数、EBPM推進委員会等関係会議開催数、府省横断勉強会等研修開催数、EBPMイントラネットホームページアクセス数）	○EBPMの実例創出の報告数

## 7-4 公的サービスの産業化

民間の知恵・資金等を有効活用し、公的サービスの効率化、質の向上を実現するため、公的サービスの産業化を促進する。

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
公 的 サ ー ビ ス の 産 業 化	44	<< 社会保障分野 >> 予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、多様・包括的な民間委託を推進（社保-17）				
	45	<< 社会資本整備分野 >> PPP/PFI推進アクションプランの推進（社資-10）				
	46	優先的検討規程の策定・運用（社資-11）				
	47	PPP/PFI推進のための地方公共団体への支援（社資-12）				
	48	<< 地方行財政改革・分野横断的な取組等 >> 先進的な業務改革の取組等の拡大や歳出効率化効果等の定量的な把握、窓口業務の委託の推進に係る取組の強化。これらの状況を踏まえ、業務改革の取組の成果を地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映（地財-1）				
	49	情報システム及びデータ公共財化並びに分野間データ連携基盤の整備（次世代-12）				
	50	<< 歳出改革等に向けた取組の加速・拡大（本文） >> 多様・包括的な公民連携（PPP）の推進、インセンティブの導入（歳出-23）				

## 7-5 既存資源・資本の有効活用等による歳出改革

財政が厳しい中であっても必要な再投資を可能とするとともに、中期にわたる円滑な取組を強化するなどの予算上の対応を工夫しつつ、賢い予算支出を実現するため、既存資源・資本の有効活用等による歳出改革を進める。

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
既存資源・資本の有効活用等による歳出改革	《社会資本整備等》					
	51	PPP/PFI推進アクションプランの推進（社資-10）				
	52	優先的検討規程の策定・運用（社資-11）				
	53	PPP/PFI推進のための地方公共団体への支援（社資-12）				
	54	既存ストックの有効活用（社資-17）				
	55	所有者不明土地の有効活用（社資-18）				
	《歳出改革等に向けた取組の加速・拡大（本文）》					
56	電波利用料について、その収入を増加させる方策を検討し、将来必要となる投資等に有効活用	IoT時代の課題に対応するために、5G等のICTインフラの構築支援、安心安全な電波利用環境の整備などを推進。  電波法改正等の効果を検証するとともに、電波利用料制度の一層の改革に向けて検討体制を構築し、更なる見直し方策を検討。 《総務省》	電波利用料制度の一層の改革に向けた検討を進め、見直し方策を取りまとめ。	電波利用料制度の見直しを実施。	○携帯電話サービスエリア外の解消等、電波利用料対象事業について設定するKPI  -	

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
既存資源・資本の有効活用等による歳出改革	<p>57 官民ファンドの効率的かつ効果的な活用の推進と収益構造の改善等</p> <p>官民ファンドについては、民業補完に配慮した適切な支援決定、KPIの設定やSDGs等への取組の推進に関する横断的な指針の見直し等を通じ、より効率的かつ効果的な活用を徹底する。あわせて、監督官庁及び出資者において収益構造の改善等を推進する。これらを基に、必要に応じてファンドの体制等を見直す。</p>	<p>改正された「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に基づき、各官民ファンドにおいて設定した新しいKPIに基づく評価やSDGs等への取組の推進等を行う。</p> <p>官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会及び財政制度等審議会財政投融资分科会における指摘を踏まえ、各官民ファンド及び監督官庁は累積損失解消のための数値目標・計画を策定・公表するとともに、前年度までに策定・公表された数値目標・計画と実績との乖離を検証し、乖離が認められる場合には改善目標・計画を策定・公表（5月まで）。</p> <p>《官民ファンド監督官庁及び財務省》</p>			○数値目標・計画策定のファンド数・割合	○累積損失解消のファンド数・割合

## 7-6 公共調達改革

公共調達の改革により、予算の一層の効率化・合理化を徹底するため、防衛調達に関しては、装備品単価の不断かつ徹底した低減、高コスト構造の是正に資する調達契約の改善等を推進する。また、先進技術導入の場としての公共調達の活用等を進める。

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
公共 調 達 の 改 革	《社会資本整備等》					
	58 ICTの活用（i-Constructionの推進）（社資-1）					
	59 インフラデータの有効活用（i-Constructionの推進）（社資-2）					
	60 効率的・効果的な老朽化対策の推進（社資-6）					

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
	<<歳出改革等に向けた取組の加速・拡大（本文）>>					
公共調達 の 改革	<b>61 防衛調達に関して、装備品単価の不断かつ徹底した低減等の調達改革等</b>  防衛調達に関して、実効的な防衛力を整備し費用対効果の更なる向上を図るため、装備品単価の不断かつ徹底した低減、装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化、高コスト構造の是正に資する調達契約の改善、まとめ買い・民生品利用等による調達手法の工夫、外国製装備品の調達における価格の透明性確保と精査及び技術移転の促進、新規後年度負担の適切な管理といった調達改革等を通じて防衛予算の一層の効率化・合理化を徹底する。	「新経済・財政再生計画」（骨太方針2018）及び中期防衛力整備計画（令和元年度～令和5年度）を踏まえ、各種取組を推進し、引き続き防衛力整備の一層の効率化・合理化を図る。  i) 長期契約を活用した装備品等及び役務の調達、維持・整備方法の見直し、装備品のまとめ買い、民生品の使用・仕様の見直し、原価の精査などの装備調達の最適化、重要度の低下した装備品の運用停止や費用対効果の低いプロジェクトの見直しなどを推進する。外国製装備品の調達における価格の透明性の確保等、調達の効率化・合理化を推進し、新規後年度負担の適切な管理を行う。  ii) プロジェクト管理を強化し、プロジェクト管理対象品等の取得プログラムを着実に推進する。  iii) 各国との防衛装備・技術協力を推進する。  iv) 契約制度研究会での議論を含めた契約制度の改善を検討する。また、インセンティブ契約の適用を推進する。  <<防衛省、防衛装備庁>>			○各種取組による装備品取得経費の縮減  ○プロジェクト管理対象装備品等の品目数【増加】  ○防衛装備・技術移転協定に基づき締結した細目取極の件数【増加】  ○インセンティブ契約の適用件数【増加】	○毎年度の調達の合理化・効率化による縮減額  ○現行基準に対してライフサイクルコストが低減した装備品数【増加】  ○防衛装備移転三原則に基づき国家安全保障会議で移転を認め得るとされた案件数【増加】  ○インセンティブ契約適用による低減額【増加】



	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
公共調達の改革	62 中小・ベンチャー企業を含む先端技術導入の場としての公共調達の活用等	第5期科学技術基本計画期間（2016年度～2020年度）	第6期科学技術基本計画期間		<p>○「第5期科学技術基本計画」「統合イノベーション戦略」に沿った科学技術イノベーション政策の着実な実施</p> <p>○大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額【再掲】 ※大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額（2015年度：21,000件、467億円→2021年度：2015年度比2倍）</p> <p>○2020年度までに40歳未満の大学本務教員数を2013年度から1割増加</p> <p>○2020年度までに研究開発型ベンチャー企業の新規上場数（IPO等）を2013年度の水準から倍増</p>	<p>○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出</p> <p>※大学の特許の実施許諾件数の5割増加（2020年度：年間15,000件）</p>
	<p>中小・ベンチャー企業を含む先端技術導入の場としての公共調達の活用等を進めるとともに、先端技術等を公共事業や社会保障事業等の政府事業・制度等に取り込むことにより、社会実装の後押しや歳出の効率化を図る。</p> <p>〔 中小・ベンチャー企業を含む先端技術導入の場としての公共調達の活用促進 〕</p> <p>〔 公共事業や社会保障事業等への先端技術等の導入による政府事業・制度等のイノベーション 〕</p>	<p>日本版SBI R制度について、関係府省庁が連携し、政府調達の活用を含めた事業化支援の推進等を図るための、制度の見直しを検討。</p> <p>府省庁協力の下で、以下のような取り組みを通じて政府事業・制度等のイノベーションを推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イノベーション化の促進に向けて、科学技術イノベーションを導入する余地がありそうな事業を所管する省に対し、その具体例を示しつつイノベーション化の検討を提案。</li> <li>・先端技術の国内外での社会実装等を促進するため、イノベーションに係る情報の集約・分析等に係る調査を実施。</li> <li>・各府省庁は先駆的取組の取り込み等を進めるとともにCSTIと連携し、更なるイノベーション化を推進。</li> </ul> <p>≪内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）≫</p>	<p>第6期科学技術基本計画を踏まえ、必要に応じて取組内容を見直し。</p>	<p>第6期科学技術基本計画を踏まえ、必要に応じて取組内容を見直し。</p>		

## 7-7 その他

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
その他	<p>《歳出改革等に向けた取組の加速・拡大（本文）》</p>					
	<p>63 統計に関する官民コストの削減</p> <p>統計の作成・報告・利用の負担を2割削減するなど、統計分野の業務の効率化の取組を徹底しつつ、業務、働き方、サービスの改革を一層進め、統計データの利便改善、品質の見える化、オンライン化促進やシステム適正化やビッグデータの活用の本格研究、国の統計業務の「共同化」に取り組む。</p>	<p>各府省は、統計コスト削減計画に基づき、オンライン調査の推進、業務の電子化・効率化、記入項目の削減等による報告者負担の軽減等の取組を実施することにより、統計コストの削減に取り組む。</p> <p>総務省は、「公的統計の整備に関する基本的計画」（2018～2022年度）に基づき、前年度における各府省の取組のフォローアップを実施するとともに、各府省の取組状況を統計委員会に報告する。</p> <p>各府省は、調査実施後（又は定期的）に統計幹事の下で、調査計画の履行状況、回収率等の調査精度に関する事項、利活用状況等について点検・評価を行い、必要に応じて、業務マニュアルの修正、調査計画の改定、利活用が低調な調査の中止や調査事項の削減等の措置を講ずる。総務省・統計委員会は、各府省から点検・評価結果の提出を受けるとともに、統計法に基づく施行状況報告を活用するなどして、フォローアップを行う。また、総務省は、各府省の統計作成への積極的な支援を行う。</p> <p>（「公的統計の整備に関する基本的な計画」に沿って実施している）「ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議」を通じて、ビッグデータ等の活用に係る先行事例等の共有や、利活用上の各種課題に関する議論を行い、各府省、地方公共団体、民間企業等におけるデータ等の相互利活用に向けた取組を推進する。</p> <p>《総務省、各府省庁》</p>	<p>前年度における各府省の取組のフォローアップを実施するとともに、3年間（2018～2020年度）の取組結果について取りまとめの上、結果を統計委員会に報告する。</p>			<p>○オンライン調査を導入した統計調査の数【増加】</p> <p>○データベース化を実施した統計の数【増加】</p> <p>○利活用状況を踏まえた上での記入項目の削減を実施した統計調査の数【増加】</p> <p>○点検・評価結果の件数</p> <p>○統計業務相談の件数</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
その他	<p>64 政府統計の改善、統計リソースの確保</p> <p>政府統計について、統計委員会の点検・検証等に基づき、事案の再発防止にとどまらない抜本改善を行うとともに、国民に信頼される統計行政の推進に必要なリソースを計画的に確保する。</p> <p>個別統計の分析審査及びPDCAサイクルを機能させるための点検・検証体制の早急な整備、総務省・統計委員会のチェックの重点化・強化を行う。</p>	<p>「公的統計の整備に関する基本的計画」（2018～2022年度）に基づき、統計委員会を中心に定めた重点分野に統計リソースを集中する。</p> <p>統計リソースの確保及び活用に関する他府省と共有すべき新たな技術や有効な取組などについて、推奨事例の横展開に取り組む。</p> <p>各府省は、調査実施後（又は定期的）に統計幹事の下で、調査計画の履行状況、回収率等の調査精度に関する事項、利活用状況等について点検・評価を行い、必要に応じて、業務マニュアルの修正、調査計画の改定、利活用が低調な調査の中止や調査事項の削減等の措置を講ずる。総務省・統計委員会は、各府省から点検・評価結果の提出を受けるとともに、統計法に基づく施行状況報告を活用するなどして、フォローアップを行う。</p> <p>《総務省、各府省庁》</p>			<p>○統計職員数</p> <p>○点検・評価結果の件数</p>	<p>○点検・評価結果を踏まえ、見直しを実施した統計の数</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
その他	65 地方公共団体を含めた、社会全体の統計リテラシーの向上	<p>統計研究研修所において、統計人材育成のためのオンライン研修等の充実・強化に取り組む。</p> <p>統計局において、社会人や小・中学生等を対象とした統計リテラシー向上のためのインターネット上のコンテンツの充実に取り組む。</p> <p>教育者向けセミナーや児童・生徒向け講座をより積極的に開催する。</p> <p>統計教育や学生調査員任用に取り組んでいる大学の事例紹介を行い、地域の大学と都道府県との連携を促進する。</p> <p>高等教育機関と連携・協力し、大学生や社会人向けの講座等の充実及び専門職大学院等への講師派遣を行う。</p> <p>都道府県及び市町村において統計事務に従事する職員に、業務上必要とされる知識及び技術を習得させるため、総務省政策統括官（統計基準担当）において地方統計職員業務研修を実施。</p> <p>統計データ等に基づく地方における地域分析実務の充実・強化を図るため、地域分析にかかる中央研修を総務省政策統括官（統計基準担当）において実施するなど、都道府県が行う統計教育を支援。</p> <p>地方における審査・調査員管理体制の強化に資するため、審査業務が所定の方法で的確に実施されているか、統計調査員の業務履行管理が的確に実施されているかを客観的、横断的に管理・指導する専門職員の配置を検討する。</p> <p>実情に応じた効率化を行うため、地方統計機構における統計業務報告等の定型的な業務において、RPA等を活用した業務の省力化に関する調査研究を行う。          &lt;総務省、各府省庁&gt;</p>	<p>前年度の配置状況及び都道府県の業務の実情に応じて適切な配置を検討する。</p> <p>前年度の調査研究を基に各都道府県への本格導入を検討する。</p>	<p>前年度の実施状況を基にさらに各都道府県への本格導入を推進する。</p>	<p>○統計研修の年間修了者数【増加】</p> <p>○インターネット上のコンテンツへのアクセス数【増加】</p> <p>○地方統計職員業務研修（中央及び地方）の開催回数【95回（2022年度末）】</p> <p>○統計分析講習会（中央及び地方）の開催回数【330回（2022年度末）】</p> <p>○専門職員を配置した都道府県数【増加】</p>	<p>○地方統計職員業務研修（中央及び地方）の修了者数【3,200人（2022年度末）】</p> <p>○統計分析講習会（中央及び地方）の修了者数【18,000人（2022年度末）】</p>
	<p>地方公共団体を含め、社会全体としての統計リテラシーを高める。</p> <p>地方における審査・調査員管理体制の強化や業務の実情に応じた効率化、統計部門の人材育成を行う。</p>					

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
その他	66 統計への二次的な活用の促進 公的統計を所管する各府省庁及び総務省において、税務情報や不動産登記情報などの行政記録情報等の統計への二次的な活用の促進を検討する。					
	各府省は、行政記録情報等の活用を検討するとともに、業務統計のe-Statによる公表を促進する。 また、総務省は、行政記録情報等を活用又は検討している統計の実態を把握する。  「公的統計の整備に関する基本的計画」（2018～2022年度）等に基づき、統計委員会を中心に情報の共有や府省間の連携を強化しつつ、行政記録情報等の統計作成への活用を通じた研究・検討を推進する。  ≪総務省、各府省庁≫			2020～2022年度における検討を踏まえ、次期基本計画（2023年度から）への反映等に向けて必要な措置を講ずる。	○行政記録情報等を活用又は検討している統計の数【増加】  ○e-Statに掲載している業務統計の数【増加】	○行政記録情報等を活用して効率化できた調査事項数（調査対象数×項目数）【増加】  ○e-Statに掲載している業務統計のアクセス件数【増加】
	67 統計改革推進会議における体制の構築 統計改革推進会議に、今般の事案を受けた総合対策の検討体制と、政策部門と連携した不断の統計改革実施体制を構築する。					
	統計改革推進会議統計行政新生部会において検討した総合的な対策を着実に実施するとともに、統計改革調査部会において、政策部門と連携した不断の統計改革実施に向けて議論。  ≪内閣官房統計改革推進室≫				○統計改革推進会議の部会及び部会の下に設置された会議の開催回数	

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
その他	<p>《EBPMをはじめとする行政改革の推進》</p>					
	<p>68 公益法人のガバナンスの更なる強化</p> <p>公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの更なる強化等について必要な検討を行う。</p>	<p>有識者や公益法人関係者から意見聴取を行い、公益法人のガバナンスの更なる強化等について必要な検討を行う。</p> <p>《内閣府公益認定等委員会事務局》</p>	<p>検討の結果を踏まえ、必要な対応を行う。</p>		—	—
	<p>69 学校法人制度のガバナンスの更なる強化</p> <p>公益法人としての学校法人制度についても、社会福祉法人制度改革や公益社団・財団法人制度の改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改正のため、速やかに検討を行う。</p>	<p>有識者会議において、学校法人制度改革に向けた検討を行う。</p> <p>《文部科学省》</p>	<p>有識者会議のとりまとめを踏まえ、学校法人制度改革に向けた必要な方策の検討を行う。</p>		—	—
<p>《行政分野への働き方改革の徹底》</p>						
	<p>70 公務員の定年の引上げと能力・実績主義の徹底等</p> <p>平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、複雑高度化する行政課題に的確に対応する観点から、平成30年8月の人事院の意見の申出も踏まえて、公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する。また、国家公務員制度改革基本法に則り、能力・実績主義の人事管理を徹底し、適材適所の人材配置を図るため、局長等の職務内容の明示、人事評価の運用改善、幹部職員及び管理職員の公募の目標設定等に取り組む。</p>	<p>平成30年8月の人事院の意見の申出も踏まえて、公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討中。</p> <p>また、国家公務員制度改革基本法に則り、能力・実績主義の人事管理を徹底し、適材適所の人材配置を図るため、局長等の職務内容の明示、人事評価の運用改善、幹部職員及び管理職員の公募の目標設定等に取り組む。</p> <p>《内閣官房内閣人事局》</p>			—	—

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
その他	71 業務の抜本見直し  内外の諸課題に即応できる質の高い行政サービスの確立に資するため、必要な推進体制を整備し、現場業務の実態把握とそれを踏まえた既存業務の抜本見直しを着実に実施するとともに、幹部・管理職員の職責としてそれを明確にし、その成果を人事評価に適切に反映する。当該見直しの結果を踏まえ、新たな機構・定員管理体制について検討を行う。	業務の抜本見直し推進チーム（内閣官房）において、業務見直しの進め方について検討中であり、それも踏まえ、各府省において、現場業務の実態把握とそれを踏まえた既存業務の抜本見直しを実施。  《内閣官房内閣人事局》			—	—
	《歳出改革等に向けた取組の加速・拡大（本文）》					
	72 満足度・生活の質を示す指標群の構築  国民の満足度、生活の質の向上が実現されるよう、満足度・生活の質を示す指標群を構築するとともに、各分野のK P Iに関連する指標を盛り込む。	指標群を精緻化し、満足度をベースとしたK P Iの設定・活用について検討するとともに、指標群の普及・啓発活動を行う。 また、2021年度の改定に向けた検討を行う。  《内閣府経済社会システム》	実施した調査等に基づき、指標群の改定。公表を行う。	指標群を精緻化し、満足度をベースとしたK P Iの設定・活用について検討するとともに、指標群の普及・啓発活動を行う。	○2020年度までに地方公共団体の指標群を『経済・財政と暮らしの指標「見える化」ポータルサイト』に導入	○満足度の観点を踏まえて政策運営に取り組む地方公共団体数【増加】
《地方行財政改革・分野横断的な取組等》						
73	地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化（地財-7）					

## (注記) 「新経済・財政再生計画 改革工程表 2019」について

### 1. アンブレラ項目（大項目）及び政策目標について

取組を体系的に整理するため、「新経済・財政再生計画」等に記載された取組事項をアンブレラ項目（大項目）により大括りし、経済、財政、国民生活の質等に着目した政策目標を設定している。

ただし、政策目標は、その下に整理された取組事項のみを実施することで達成されるものではない。

### 2. 改革工程表の構成及び記載について

改革工程表は、分野ごとに、

- ・「新経済・財政再生計画」等に記載された取組事項とその進捗・成果を定量的に把握するためのK P Iを整理し、各取組が目指す成果への道筋（ロジックモデル）を示すパートと、
- ・2020～2022年度における具体的な取組内容及び実施時期（改革工程）を示すパート

から構成される。

なお、改革工程を示すパートでは、取組の動きを把握できるよう経常的な取組は記載を省いている。このため、各実施年度の欄が空欄であることをもって取組が行われないことを意味するものではなく、取組事項の進捗・成果を把握し、改善を行っていくものである。

### 3. K P Iについて

各階層のK P Iについては以下のとおり。また、それぞれ複数のK P Iを設定することを可としている。

第1階層・・・各取組事項の進捗状況を測定するための指標（アウトプット指標）

第2階層・・・各取組事項の実施による成果を測定するための指標（アウトカム指標）

第3階層・・・アンブレラ項目（大項目）の政策目標に対応する指標。ただし、当該アンブレラ項目（大項目）に整理される取組事項を必ずしもすべて包含するものではない。